

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	379	11_その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	漁業近代化資金金融通法施行令第2条	漁業近代化資金の償還期限の延長	漁業近代化資金金融通法施行令第2条では、漁船の建造等の償還期限を「15年」と定めているが、「20年」に延長する。	【支障事例】 漁船漁業では、魚価の低迷や燃油価格の急騰といった経営環境の悪化により、漁船の更新が進まず、平成24年度水産白書によれば、沿岸漁業に従事する漁船では、船齢20年を超える漁船が66.3%を占めるなど、法定耐用年数を超過して操業している。 本県でも、FRP漁船約23千隻の約86%が船齢20年以上となっており、今後、生産性の低下やメンテナンス経費の増大等によって収益性の更なる悪化を招き、生産構造が脆弱化することが懸念される。 一方、漁業近代化資金で漁船を建造等する場合、漁業近代化資金金融通法第2条及び同法施行令第2条で償還期限が15年以内とされているが、収益性の悪化により借入金の償還が負担となっている。 漁業近代化資金については、平成17年度の税源移譲後、都道府県の判断で、法令で定める償還期限を越えた償還猶予措置を行うことが可能となっている。 漁業者等が金融機関から融資を受ける場合、漁業信用基金協会が行う債務保証制度を利用しているが、都道府県が独自に法令で定める償還期限を越える償還猶予措置を行うときは、漁業信用基金協会の債務保証において、漁業近代化資金金融通法に基づく「漁業近代化資金」ではなく、「一般資金」としての保証となる。 「一般資金」の保証料率は、「漁業近代化資金」の保証料率と比較し高率のため、漁業者の保証料負担が増えてしまう。 【制度改正の必要性】 法令で定める償還期限を「20年」に延長することは、漁船の実耐用年数に合わせたものであり、漁業者の借入金の1年あたりの償還額や保証料の支払いの負担を軽減することから、収益性の向上を図ることができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	380	06_環境・衛生	知事会	九州地方知事会	環境省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱 下水道法第4条	し尿処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とするともに、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができるよう規制緩和すること。	【制度改正の必要性】 下水道の整備により、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し尿処理施設は下水道施設が整備され水洗化された分だけ処理量も減少する。一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽化により建替の時期にきている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たにし尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。 本県では2町において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕があったため、し尿処理施設の建替をせずに、下水道施設と一緒に処理した事例がある。その場合に、し尿等の受入施設は下水道施設とは認められていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、前処理のみを行い、最終目的のし尿の処理をしないため、し尿処理施設としても認められず、費用を縮減したにもかかわらず市町村の単独費での対応となった。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承認を不要とし、社会資本整備交付金の対象に入れることを提案する。 また、現在も1市2町で同様な対応を検討しているが、1市についてはし尿の量が多く、下水道計画処理能力を超えるため1下水道施設では受入が厳しい状態。このため、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができることとすることを併せて提案する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	381	06_環境・衛生	知事会	九州地方知事会	環境省	A 権限移譲	循環型社会形成推進基本法 循環型社会形成推進交付金交付要綱 地域再生法 汚水処理施設整備交付金交付要綱	汚水処理施設(浄化槽)に係る循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の交付決定事務・権限の都道府県への移譲	循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の浄化槽事業については、環境省において自治体ごとに内示・交付がなされている。この手続きの一部を都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】個人設置型合併浄化槽の設置費補助については、各自治体(市町村)において住民からの申請に対し補助事業を行っており、国は循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金により、基準額に対して本土1/3、離島1/2の額を自治体に交付している。 本事業は、年度内の設置基数が地域住民の意思によるため予測できず、交付金額を最後まで確定できないという性格を持っている。一方、上記の交付金制度は、環境省において、自治体毎に内示・交付決定がなされるため、年度途中で各自治体の予算に過不足が生じた場合でも、自治体間での調整はできない制度になっている。 【支障事例】H25の例では、当初の内示・交付決定額が要望額より削減された影響もあり、年度途中で住民からの申請受付を締め切ったり、国費が不足して市単独費で対応したりした自治体が発生した。(単独で負担した件数、金額、他市町の余剰金額等は別添資料のとおり。)市町間で国費をうまく調整できればさらなる整備が進んだと思われる。また、交付金手続きが自治体毎であるため、各種手続きに時間を要していると思われる、交付申請から交付決定までが遅く、事業執行や資金計画に支障をきたしている状況である。 【効果】このため、国土交通省が所管している社会資本整備総合交付金のように、各都道府県に対し、一括内示を行い、市町への交付は各都道府県の裁量により行ったほうが、自治体間の調整も適時適切に行うことができ、より円滑な執行事務がなされるのではないかと考える。(別添流用スキーム案のとおり)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	382	05_教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1項35 H26年4月1日付け26施設助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」の[18]防災機能強化事業	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業における対象校ただし書きの撤廃	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業について、高等学校及び中等教育学校(後期課程)においても、小中学校同様、屋外防災施設以外の施設整備を交付金の対象とするため、学校施設環境改善交付金交付要綱及び同交付金に係る通知から、対象校のただし書きを撤廃することを求める。	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業について、(1)建築非構造部材の耐震化工事、(2)児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事、(3)屋外防災施設、(4)自家発電設備の整備、(5)その他防災機能強化に資する工事を対象事業としているが、高等学校については、要綱及び通知の但し書きにより、(3)以外は対象としていないため、発災時における児童生徒等のための応急避難場所としての一体的な整備ができず十分な避難所機能が確保できない状況にある。 そのため、社会資本整備総合交付金をはじめ、既存の交付金等で対象とならない(2)、(4)、(5)について交付金の対象として追加するとともに、(1)についても、学校施設環境改善交付金において措置できるよう但し書きの撤廃を求めるものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【農林水産省】 (8)漁業近代化資金融通法(昭44法52) 漁船の建造等に必要資金の償還期限の上限(施行令2条)を現行の15年から20年に延長するため、政令改正を行い、平成27年4月から施行する。					
-	-	-	-	-	-
4【環境省】 (9)循環型社会形成推進交付金及び污水处理施設整備交付金 循環型社会形成推進交付金及び污水处理施設整備交付金による浄化槽整備事業に係る交付については、効率的な浄化槽の整備を図るため、毎年度の早い段階で地方公共団体における執行状況を確認し、調整するなど、予算配分の方法についての運用改善を行う。					
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	383	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域保健法第10条 地域保健法施行令第4条	保健所長の資格要件の条例委任(参酌基準化)	地域保健法施行令の規定により保健所長には原則として医師資格が要求されているところ、当該資格要件の参酌基準化(条例委任)を求める。	【支障事例】 保健所長の医師資格要件については、保健所に医師が配置されている場合に限り、医師と同等以上の専門性を有すると認められる場合等一定要件を満たす職員であれば医師以外の者であっても保健所長に充てることのできるよう要件緩和がされているものの、なお要件が厳しく、該当職員の確保は困難である。保健所長職に適した人材の確保が非常に難しいことから、地域によっては、一人の所長が他の管轄地域の所長を兼務するケースも出ている。このケースでは、保健所長不在の保健所はもとより、本務側の保健所においても円滑な業務運営に支障が生じる場合がある。また、突発的な健康危機管理事案等に対して、本務・兼務の両管轄地域の対応が十分に行えない場合も想定される。九州各県の兼務の状況は別紙のとおり。 【制度改正の必要性】 保健所長の資格要件を保健所設置主体の条例に委ねることにより、保健所における健康危機管理等の役割を十分考慮しつつも、地域における公衆衛生医師不足の実情に応じた対応措置が可能となる。特に、所長クラスの公衆衛生医師の確保困難な地域や複数保健所長を一人の所長が兼務しているような事態が生じている地域等においては、保健所内に医師を配置した場合に保健所長の資格要件が廃止できれば、柔軟な人事配置が可能なることから、管轄地域における円滑な業務運営に寄与するものである。なお、保健所長の医師資格要件を緩和する場合においても、保健所に公衆衛生に対応できる医師を確保することを条件にすることにより、国が想定している危機管理対応も十分可能である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	384	01_土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第23条第1項 昭和54年12月24日付け54国土利第401号土地利用調整課長 通達「無届取引等の事務処理について」の別添「無届取引等事務処理基準」	国土利用計画法に基づく土地売買等届出の届出期限の緩和	国土利用計画法第23条第1項に基づく大規模土地取引に係る土地売買等届出(事後届出)の届出期限を、現行の2週間以内から3週間以内に緩和することを求める。	【支障事例】 土地売買等届出(事後届出)の届出期限は契約日から2週間以内であるが、全国の期限内届出率は73.9%(H24)と低く、無届取引件数は4,400件(H24)に及ぶ。熊本県においても、期限内届出率は71.1%(H24)と低く、無届取引件数は73件(H24)に及び、無届取引件数の76.5%(H23～H25熊本県平均)は遅延届出(期限後に自主的に提出するもの)であり、遅延届出のうち約1割(同平均)は契約日から3週間以内に提出されている。 このことから遅延届出者は、制度を認識しているものの期限内に提出できない者が多いことや、離島等遠隔地にいる者には負担であることが推測され、その要因として届出期間の不足が考えられる。また、都道府県は、昭和54年土地利用調整課長通達を踏まえ、無届取引に関する事務処理要領を定めており、違反者に対して指導を行っている。さらに、遅延届出は法による届出とみなされないため、土地取引の現況把握や傾向分析に活用する土地取引規制実態統計に含まれず実態が反映されないほか、届出者にとっても森林取得時の届出免除(森林法第10条の7の2)が適用されない。 【制度改正の必要性】 上記実態を踏まえれば、届出期限を3週間に緩和することで、遅延取引の約1割(熊本県を基にした試算:H24全国無届取引件数:4,400件×0.765×0.1=336件)が期限内届出となることにより、遅延取引に係る都道府県、市町村の違反指導事務(県・市町村合計2h/件程度)や届出者の負担が軽減される。また、期限内届出が増えることで、統計データの精度向上や、森林法届出免除の適用者の増加が見込まれる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	385	08_消防・防災・安全	知事会	九州地方知事会	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条  災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第2条第1項第2号のト  建築基準法第85条	応急仮設住宅の入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを行うこと	【支障】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な者が21世帯71人いる。(H26.4調査) 【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間(災害救助法に基づく告示で、建築基準法第85条第4項に定める期間)であり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第8条に基づき許可の期間を延長することが認められている。しかし、九州北部豪雨災害は指定されなかったため、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて入居期間を延長できるよう制度を見直ししてほしい。 (参考) 入居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強い。地元を離れたくないとの意見が多い。 被災地域は民間賃貸住宅が少なく、公営住宅も不足している状況である。また持ち家志向も強く、住宅再建に向けた準備が進められているが、期限までの退去が難しい。 入居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探さず必要がなくなるため、入居者の経済的・精神的負担が少なくなり、安心して生活再建ができる。 県では被災市と協力し、入居者が住み続けることができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住宅の基礎改修を行ったうえで、住居として提供する。 なお、被災者生活再建支援法による加算支援金の申請期間は37か月以内である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	386	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	厚生労働省保険局医療課長及び歯科医療管理官通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」	保険医療機関における付添介護要件の緩和	重度障がい児・者が入院した場合、保険医療機関において付き添いができるのは「家族等患者の負担によらない者」とされているが、これをヘルパー等についても認めること。	【制度改正の必要性】 国の通知では、「看護は、当該保険医療機関の看護要員のみによって行われるものであり、当該保険医療機関において患者の負担による付添看護が行われてはならない。ただし、患者の病状により、又は治療に対する理解が困難な小児患者又は知的障害を有する患者等の場合は、医師の許可を得て家族等患者の負担によらない者が付き添うことは差し支えない。」とされている。 しかし、会話ができず、ナースコールボタンすら押せない患者の場合は常時見守りが必要であり、障がいの程度によっては表情から要求を読み取るしかなく、自宅で普段介護を行っているヘルパーしか対応できない事例もあるため、通常の医療機関の看護の体制では十分な支援を行うことは難しい。 そのため、重度の身体障がい児・者や意思疎通の困難な重度の知的、精神障がい児・者に限定したうえで、入院中も障害福祉サービスの居宅介護が利用できるよう改正する必要がある。 【支障事例】 重度障がい者が入院した際に、病院から家族等の付き添いを求められたが、家族等が常時付き添うことは困難であり、やむなく自己負担によりヘルパーを雇ったという事例があった。 【懸念の解消策】 (1) 医療機関における看護について 重度の障がい児・者に対し、ヘルパーが見守りを中心とする付き添いを行うことができるよう改正するものであり、看護の代替や補充ではない。 (2) 障害者総合支援法第5条第2項(「居宅介護」)の解釈について 障害者総合支援法第5条第2項の「居宅」の解釈について、入院も含むとする解釈が可能か懸念が示される可能性があるが、入院まで含めるべきと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	387	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第42条の2 厚生労働省医政局長通知(平成20年3月31日医政発第0331008号)「社会医療法人の認定について」	社会医療法人の認定要件緩和	社会医療法人の認定に当たって、複数の県に医療施設を設置している医療法人について、地域の医療提供体制を確保するため、例えば、当該施設の設置エリアが一の「定住自立圏」内にある場合や事業規模が一の県に集中している場合は、一の県に医療施設を設置する医療法人とみなし、一の県のみ医療施設を設置している医療法人と同等の取扱いとすること。 (参考) 「同等の取扱い」とは、一の県のみで救急医療確保等事業を行ってれば認定要件を満たすこととすることを指す。	【支障】 複数の県に医療施設を設置している医療法人が厚生労働大臣による社会医療法人の認定を得るためには、厚生労働省医政局長通知に基づき、それぞれの県の医療施設において救急医療確保等事業を実施することが要件の一つとして定められており、一の県にしか施設を有さない医療法人と比較しハードルが高い。 そのため、医療法人が社会医療法人の認定要件を満たすために、一方の県に置く医療施設の数が少なく、不採算の場合、一方の県の全ての医療施設を廃止する可能性がある。そうした場合、廃止となる地域に他の医療施設が少ない場合、医療の安定的な提供体制が崩壊するおそれがある。 【改正の必要性】 複数の県に医療施設を設置している医療法人が社会医療法人の認定を得る場合において、例えば「定住自立圏」を県境を越えて形成している場合又は事業規模(経営規模・人員規模等)が一の県に集中している場合、社会医療法人の認定にあつては一の県に医療施設を設置しているとみなし、一の県のみ医療施設を置く医療法人と同様の取扱いとする。 そうすることで、社会医療法人の認定のために、一の県の医療施設を廃止する等の動きを誘発することはなく、引き続き医療提供が継続されるため、関係県の地域住民にとってもウインウインの関係を築くことができる。(なお、一旦社会医療法人の認定を受ければ、その後、不採算の医療施設を廃止するためには、それまでの税の優遇措置分も返還する必要があるため、医療法人に対し施設廃止の動きに一定のブレーキがかかる。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	388	11_その他	知事会	九州地方知事会	内閣府(消費者庁)	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政活性化基金管理運営要領	地方消費者行政活性化基金に係る活用期限の廃止	自治体の状況に応じた相談員の設置及びそれに付随する相談体制の整備ができるよう、関係する事業メニューの新規開始時期の期間制限を廃止すること 定期的或いは継続的に相談員等の専門性の維持ができるよう、レベルアップ事業の活用期間を廃止すること	【支障】地方消費者行政活性化基金の活用については、同管理運営要領に事業メニュー毎に基金の活用期間及び新規事業が開始できる期間が定められている。 消費者行政は、本格的な取組が始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では同基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これらの自治体にあつては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めていく必要がある。 しかしながら、相談員の設置は、自治体の財政状況によるところが大きく、財政面の調整等に時間を要する。また、他方では相談員の確保自体も容易でなく、その養成も併せて進めていかねばならず、それにも時間を要する。 活用期限が設定されることにより、一定の事業促進効果が期待されることは否定しないものの、持続的な体制を見据えた上で相談員を設置するためには、自治体にとっては期限の設定は支障となる。また、自治体間で相談員設置開始の時期(期限以前か以後か)による負担の不公平感も発生する。 加えて、相談員が、複雑・多様化する消費生活相談に対応するためには、定期的に知識を蓄えていく必要があるが、事業メニューの活用期限終了後は、一律にすべて自主財源で賄わなければならない、自治体の財政状況によっては相談員の専門性の維持が困難となる。 なお、地域の詳しい実情については、別紙のとおり。 【制度改正の必要性】基金事業の一部メニューの活用期限を廃止し、活用期間を柔軟なものとすることで、自治体の実情に応じた持続的な体制を見据えての相談員の設置促進が図られるとともに、複雑・多様化する消費生活相談に対応できる専門性を維持していくことが可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	389	04_雇用・労働	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第5条第3号他	ハローワーク業務の国から都道府県への移譲	公共職業安定所が行う職業紹介業務について、都道府県に対し権限を移譲すること	【現行制度の支障】 1) 二重行政により利用者にとって不便が生じコストも割高。 2) 地方が行う産業人材育成、企業の人材確保支援、産業振興策などの地域施策と一体となった地域の特性を踏まえた雇用対策が実現できない。 【制度改正の必要性】 1) 地方が行う就業支援(キャリアカウンセリング、住宅や生活に関する相談)に加え、職業紹介が実現できることにより、県民にワンストップでのサービス提供ときめ細かい支援ができることとなり、コスト削減と利用者の利便性が向上する。 2) 地域が取り組む産業人材育成施策、新産業育成施策などの独自の産業施策と雇用対策を一体的に取り組むことが可能となり、効果的で戦略的な企業、求職者支援を実現できる。 3) 職業紹介業務については、地域経済と密接に関連するため、地域の実情を把握している都道府県が行うことで、現場や実態を踏まえ、企業や求職者それぞれにきめ細かい支援を行うことが可能となる。 【懸念の解消策】 国が法令等で基準を定めただうえで、地方が執行すればよいので、全国統一性が損なわれることはない。 現在、佐賀県と埼玉県で実施されている「ハローワーク特区」の成果や課題についての検証結果を踏まえることで、円滑な移管が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	390	11_その他	知事会	九州地方知事会	内閣官房、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第7項	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1にマイナンバーを活用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中にも、番号法別表第一に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、それらの事務も対象とするよう、別表への掲載を求める。 (参考) 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務等	【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で利活用することも念頭に置きつつ、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法第9条第1項別表第一で個人番号を利用できる事務が列挙されている。これらの列挙された事務では、例えば、住民票や所得証明など添付書類が提出不要となるが、現状では、別表第一に挙げられていない「社会保障等に関する法律」で行われている事務で、同様に住民票や所得証明など添付書類を求めている事務がある。例えば、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務については、番号法別表第一項番19「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」と同様の添付書類を申請者に求めることになっている。申請の根拠法の違いから添付書類の要・不要が混じることは住民の混乱を招くため、このような事務について番号制度の対象事務とすることを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (ii)社会医療法人の認定(42条の2第1項)については、以下の方向で認定要件の緩和について検討し、平成27年度中の実施を目指す。 ・二の都道府県において病院及び診療所を開設する医療法人について、全ての医療機関が一の二次医療圏及び隣接する市町村に設置されている場合には、当該二の都道府県の医療計画に必要な事項が記載されていること等を要件として、当該病院において救急医療等確保事業を実施することにより、社会医療法人として認定できることとする。 ・へき地の医療の確保に必要な事業に係る業務の基準として、へき地診療所への医師の派遣等の要件について、へき地医療拠点病院への医師の派遣及び当該へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師の派遣等についても加え、社会医療法人として認定できることとする。</p>			<p>【厚生労働省】社会医療法人の認定要件の見直し及び認定が取り消された医療法人の救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画について(平成28年3月25日付け厚生労働省医政局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_387">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_387</a></p>	
<p>4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。</p>					
<p>6【内閣官房(3)】【国土交通省(19)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)個人番号利用事務(9条1項)及び特定個人情報の提供制限の例外となる事務(19条7号)に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)に基づき地方公共団体が供給する賃貸住宅の管理に関する事務を追加する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	391	07_産業振興	知事会	九州地方知事会	経済産業省、総務省	A 権限移譲	産業競争力強化法第113条、第114条、第137条 産業競争力強化法施行規則第41条～第45条	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	産業競争力強化法第113条に基づいて市区町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生するおそれがある。また、平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン」によれば、申請の素案受付から認定までの所要期間は2ヶ月以上とされており、この期間中は素案を提出した市区町村内の創業者が法に基づく優遇措置を受けることができないため、場合によっては支援継続中の案件が優遇措置の対象外となってしまうおそれがある。さらに、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主体的に地域内の創業の促進を計画・実践するという画期的な制度であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組む初めての機会となるため、頻繁に計画変更が生じる可能性がある。窓口が地方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が困難となるおそれがある。 【改正の必要性】本事務を都道府県に移譲すれば、市町村の申請から認定までの所要期間は1ヶ月程度に短縮でき、地方経済産業局との調整に係る旅費、人件費等の低減にもつながる。また、大分県における「スタートアップ支援機関連絡会議(県、商工団体、金融機関等で組織。年間1,500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現)などの全県組織から市町村への情報提供も可能になることから、法の趣旨、地域の実情に即した円滑な事務が行えるものと思われる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	392	07_産業振興	知事会	九州地方知事会	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域基本方針 総合特区推進調整費の使途等に関する基準について(平成23年8月23日付府地活第126号)	総合特区推進調整費の申請手続きの簡素化	課題解決型医療機器等開発事業などに総合特区推進調整費を活用した場合にも、課題解決型医療機器等開発事業などと同様に、切れ目無く計画に必要な範囲の調整費の交付を求めるもの	【改正の必要性】現在、大分県では産学官で連携しながら、特区推進調整費を活用し、在宅用人工呼吸器の開発に取り組んでおり、当該開発プロジェクトは平成25年度からスタート(国の24年度補正予算「課題解決型医療機器等開発事業」を本体事業として活用)し、3カ年分の開発計画について了承を受けている。しかしながら、初年度の事業終了に伴い、新年度の活用要望を提出したが、国の了承が得られず、空白期間が生じているため、人件費の負担等事業者の負担が増大しているほか、試作に必要な材料の購入ができず、試作機の製作ができないなど、開発計画の遂行に支障がでており、このままでは当初計画の変更を余儀なくされる恐れがある。 よって、本体事業の予算制度と同様に、開発計画の承認をもって計画期間中の予算を担保し、開発の空白期間を無くし、開発計画の円滑な遂行を可能にするよう要望する。なお、現行制度においても毎年度の評価と実地調査は実施されるため、必要に応じた計画の変更・是正は可能であると思われる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	393	02_農業・農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱	農業青年給付金の年齢要件の緩和	農業青年給付金の年齢要件の引き上げ(年齢要件:原則45歳未満→55歳未満)を求めるもの。	【改正の必要性】大分県では、農業就業人口が平成17年から22年の5年間で約1万1千人(19.6%)減少していることから、県内外での就農セミナー、相談会などの取り組みにより、新規就農者の確保・育成に積極的に取り組んでいる。平成21～25年度の新規就農者数は884名であり、うち就農時年齢45～54歳の者は105名(自営就農者71名、雇用就農者34名)と、自営就農者の13.6%を占めている。また、地域農業の担い手である認定農業者のうち55歳以上の割合は、67.4%と高齢化が進んでいるため、45～54歳はまだまだ若手であり、大分県の基幹的農業従事者の平均年齢は68.0歳であることから、55歳で就農しても10年以上農業経営に従事し、地域農業の振興を担うことができる。 このようなことから、新規就農者の確保に向けて、青年就農給付金について、廃止された就農支援資金(研修資金)の中高年と同様の「55歳未満」への年齢要件の緩和を要望する。 なお、青年等就農資金については、新規就農時の施設等整備にかかる設備投資に対して融資される制度のため、中高年はある程度自己資金を有するものの、研修時の生活を支援する制度が必要と考える。 【現行要件:原則45歳未満→改定案:55歳未満】	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	394	06_環境・衛生	その他	越谷・松伏水道企業団	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	水道水源開発等施設整備費補助金国庫補助金交付要綱	水道水源開発等施設整備費国庫補助金に係る平均単価要件の廃止	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱の別表第1の採択基準内の「給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金」(平成26年度1,123円)よりも高い料金の事業者が補助対象となっている。「緊急時給水拠点確保等事業費」の「重要給水施設配水管」及び「水道管路耐震化等推進事業費」の「老朽管更新事業」の採択基準において、平均単価要件の撤廃を提案する。	【支障事例】水道事業者毎に異なる地域性及び経営状況を反映した水道料金によって算定される平均料金を補助金の採択基準とすることは、水道料金を低く抑える経営努力によって低廉な料金を維持している事業者が当該補助制度を活用できないこととなり、重要給水施設配水管及び老朽管更新事業等の財源を確保する一つの術が断たれることとなっている。 なお、当企業団の当該採択基準における料金は997円であり、採択基準を満たしていない。 【制度改正の必要性】平均料金を採択基準とする現要綱では、収益的収入と支出のバランスが考慮されておらず、水道料金が平均料金を上回りさえすれば、給水に係る費用が賄えているか否かは関係なく、補助金の交付対象となっている。 また、過去の建設改良事業実施に伴う企業債残高が多額に上る事業体にあつては、その利息の支払いが未だ大きな負担となっており、給水に係る費用を押し上げている。 しかし、今後経年化を迎える水道施設の更新には膨大な費用を要するため、新たな企業債の発行は不可避となり、更なる利息負担が生じると見込まれる。それにより、安易に水道料金の値上げが行われては、水道利用者の生活に少なからず影響を及ぼすことから、水道料金の高騰を防ぐため当該補助採択基準の緩和が求められる。 【懸念の解消策】料金回収率(算定式:供給単価/給水原価)及び企業債利息の負担割合を示す指標(算定式:費用構成比・支払利息=支払利息/収益的費用合計)を補助採択基準とし、これまでよりもさらに踏み込んだ基準を採用する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【総務省(2)】【経済産業省(22)】 産業競争力強化法(平25法98) (i)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。 (ii)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【総務省】【経済産業省】産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に係る都道府県の支援について(平成27年2月6日付け総務省地域力創造グループ地域政策課長、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通知) 【総務省】【経済産業省】平成27年度産業競争力強化法にもとづく創業支援に係る効果等調査報告(平成28年3月)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_391">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_391</a>	
6【内閣官房(2)】【内閣府(1)】 総合特別区域法(平23法81) (v)認定総合特区計画に盛り込まれた複数年計画の事業に関し、事業実施主体が切れ目なく事業を推進できるよう、当該事業を支援する関係府省において、所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うとともに、これによっても支援が不足する場合には、関係府省の予算制度で対応が可能となるまでの間、総合特区推進調整費が活用できることを、関係府省及び指定地方公共団体に通知する。			【内閣官房】【内閣府】 総合特別区域の運用について(平成27年2月26日付け内閣府地方創生推進室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_392">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_392</a>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	395	01_土地利用(農地除く)	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第87条の3第1項	用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲	用途地域等の都市計画決定権限を特別区に移譲するために、都市計画法第87条の3第1項で規定する都市計画法施行令第48条第1項を改正する。	<p>【制度改正の必要性】 平成24年4月1日、三大都市圏等における用途地域等の都市計画決定権限が市町村に移譲されたが、特別区においては引き続き、東京都に残されたままとされている。用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市の骨格に即して定める地域に密着した制度である。しかし、現行では、東京都が用途地域の指定権限等を保持しており、地域に密着した自治体である区は、主体的に地域に関わるできない状況にある。特別区に決定権限があれば、土地利用の状況等の変化に応じて柔軟に対応ができる等、より臨機に円滑な指定が可能となる。</p> <p>【懸念に対する方策】 東京大都市地域の一体性は、国土形成計画をはじめとした都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった自治体の区域を超えた広域計画や都、関係自治体との協議により確保が可能である。このことから、都市計画決定権限の移譲は一体性を損なうものではなく、権限を移譲することに特段の問題が生じる恐れはないものと考えられる。 また、用途地域は都が決定しているため、同一の用途が区をまたがっている箇所もあるが、現在、用途地域の原案は、区が作成しており、区界の場合、関係自治体と必要に応じて協議して作成しているところである。</p> <p>※その他(特記事項)欄のとおり、「より具体的な支障事例」「過去の議論に係る意見」については、別紙に記載。</p> <p>※東京都における「特例容積率適用地区」(1か所): 大手町・丸の内・有楽町地区 ※東京都における「高層住居誘導地区」(2か所) : 港区芝浦四丁目地区、江東区東雲一丁目地区</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	396	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第12条第1項、第59条の4 同法施行令第45条、第45条の2	児童相談所の設置権限の移譲	特別区において迅速かつ漏れのない児童相談支援を実施するため、東京都が有する児童相談所の設置権限を特別区に移譲するとともに、児童相談所設置市の事務を併せて移譲し、総合的な児童相談支援体制を構築する。	特別区は、児童虐待その他の児童家庭相談の一義的窓口として、「先駆型子供家庭支援センター」を中心に相談体制を強化しており、区への虐待通告件数や相談件数は年々増加している。児童虐待の未然防止、重篤化予防のための様々な事業を実施するほか、要保護児童対策地域協議会の運営により、関係機関、地域との連携強化を行い、着実に対応を進めている。しかし、緊急性や危険性の高い事案については区の権限では対応できず、児童相談所に一時保護や専門的な対応を委ねることとなっている。虐待通告受理から支援終結まで一連の対応を同機関で切れ目なく行うことは、児童の安全確保だけでなく、虐待の再発防止、継続的な保護者指導・支援が可能となるが、二つの機関が存在することにより、認識に温度差が生じ、迅速な対応や子どもの状況に応じたきめ細かな対応が取れないことがある。また、今般、死亡事例が報告されている「居住実態が把握できない児童」についても、虐待発生ハイリスクと捉え、区でもその把握と支援を積極的に実施しているが、全国の児童相談所が所有するCAシステム等を持たず、立入調査権もない区においては調査にも限界がある。このような現状を改善するためにも、区民に最も身近な行政機関である区に児童相談所を移管し、学校や保健センターなどの関係機関や地域との連携を密にしながら、相談から支援、指導、養護まで実施していく必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	397	09_土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第97条の3第1項、2項 建築基準法施行令第149条第1項	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の仕事の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万㎡を越える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の仕事に改める。	建築主事の設置は、都道府県又は人口25万人以上の市等建築主事を設置する市が行うこととされているが、特別区においては都区双方に建築主事を設置し、都の建築主事が処理する事務以外の事務を特別区の建築主事が処理することとされている。本事務は、現行の建築基準法では、特別区の建築主事の権限に属しないものとされているため、都の建築主事の仕事となっている。移譲された場合、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている申請書等を都へ送付する事務、手数料の都への報告及び納付事務及び証書等を都から区に送付する事務や、事務処理特例交付金にかかる事務の負担が軽減されるとともに、書類等の往復にかかる期間が短縮されることで事務の効率化が図られる。また、利用者は、当該手続・協議の際にかかる移動距離、事務処理期間等の短縮による物理的な負担の軽減や、窓口の一本化による審査状況、進捗などの行程管理が容易になるなど、利便性が向上する。さらに、実際の事務においても、1万㎡を越える建築物如何に係らず、原則的には法の適用は一律であって、事務の実施には問題はない。以上の観点から、特に都の建築主事でなければ実施できない根拠はなく、かつ特別区において実施することが合理的であるため、本事務の権限移譲を求める。また、「床面積が大きくなるほど審査の事務負担が増す」「31m超の建築物は審査項目が数多くある」との懸念があるが、現在特別区が行っている事務でも、31m超の建築物はあり、事務処理に関して支障はなく、区での対応は十分に可能である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	398	09_土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第2条第1項第35号、同法第97条の3第3項 建築基準法施行令第2条の2第2項、同施行令第149条第2項、3項	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の仕事の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万㎡を越える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、同項2号の規定により都知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の仕事に改める。	特別区の区域内における特定行政庁の仕事は、建築基準法施行令第149条第1項に規定する建築物(1万㎡を超える建築物等)については都の事務として、都が処理する事務以外の事務を特別区が処理することとされている。本事務は、現行の建築基準法では、特別区の権限に属しないものとされているため、都の事務となっている。移譲された場合、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に規定されている申請書等を都へ送付する事務、手数料の都への報告及び納付事務及び証書等を都から区に送付する事務や、事務処理特例交付金にかかる事務の負担が軽減されるとともに、書類等の往復にかかる期間が短縮されることで事務の効率化が図られる。また、利用者は、当該手続・協議の際にかかる移動距離、事務処理期間等の短縮による物理的な負担の軽減や、窓口の一本化による審査状況、進捗などの行程管理が容易になるなど、利便性が向上する。さらに、実際の事務においても、1万㎡を越える建築物如何に係らず、原則的には許認可の基準は一律であって、事務の実施には問題はない。建築基準法第12条第1項及び第3項の定期報告先を統一し、一元管理することで、事務のスリム化、所有者への利便性の向上と合理的な指導が可能となることから安全性の向上も図られる。以上の観点から、特に都が特定行政庁として処理する事務でなければ実施できない根拠はなく、かつ特別区において処理することが合理的であるため、本事務の権限移譲を求める。また、「床面積が大きくなるほど審査の事務負担が増す」「31m超の建築物は審査項目が数多くある」との懸念があるが、現在特別区が行っている事務でも、31m超の建築物はあり、事務処理に関して支障はなく、区での対応は十分に可能である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	399	05_教育・文化	市区長会	特別区長会	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第40条、第41条 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第10条	県費負担職員の人事権等の移譲	区立小中学校教職員の人事権、教職員定数などの権限を必要な財源と併せ、特別区に移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 現状では、人事権等が都にあることや、各学校の状況を区教育委員会でまとめ、都へ報告するため、区が責任を持って、地域の実情に応じた学校教育を推進できる体制にはなっていない。(※1) 一方で地域防災拠点としての学校の位置づけ、学校支援地域本部の立ち上げ等、学校と地域(町会、自治会)との結びつきは新たな局面を迎えている。(※2)  【制度改正の必要性】 人事権等が移譲された場合、①「特別区人事委員会の共同処理により、ある一定規模の安定した採用等が行える一方で、各区独自の人材育成により、区独自の教育施策を推進することが容易になる。」②「各区の人事構想に基づき人事の調整を図ることによって、施策の推進、課題を解消できる組織力の強化につながる」といった地域の実情に合わせた効率的な人事を行うことが可能となる。  *その他(特記事項)欄のとおり、(※1)(※2)に関する具体的な支障事例は別紙に記載。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【厚生労働省】  (1)児童福祉法(昭22法164)  児童相談所の設置権限の特別区への移譲については、東京都と特別区の協議状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>5【文部科学省】  (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116)  県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。  また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	400	06_環境・衛生	市区長会	特別区長会	環境省	A 権限移譲	ダイオキシン類対策特別措置法第12条～第19条	ダイオキシン類発生施設設置届出等受理に関する事務の移譲	ダイオキシン類の排出の規制等及びダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等に関する事務を移譲する。	現在、特別区では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、「環境確保条例」という。)に基づく「工場」及び「指定作業場」についての設置認可申請、設置届等の受理事務を事務処理特例により行っている。一方、ダイオキシン類発生施設設置届等の受理事務は、東京都が行っている。ダイオキシン類対策特別措置法に規定される特定施設を設置する場合、その多くが環境確保条例に基づく工場あるいは指定作業場の届け出も必要となる。そのため、都と区の窓口の両方に届け出等を行わなければならない、事業者負担を課す状況である。環境確保条例で規制されるばい煙発生施設のある事業所は約180件、うちダイオキシン類対策特別措置法に基づく届け出をしている事業所は約15件である。ダイオキシン類発生施設設置届等の窓口を特別区に一本化することにより、事業者への負担が軽減するほか、事業所へのダイオキシン類も含めたすべての規制項目に対する一貫した指導が可能となるなど、迅速かつきめ細やかな対応を図ることができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	401	06_環境・衛生	市区長会	特別区長会	環境省	A 権限移譲	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条、第14条	特定事業者からの公害防止管理者等の選任届受理に関する事務の移譲	相当量のばい煙・汚水・粉じん・騒音、ダイオキシン類を発生させる特定事業者(製造業、電気・ガス・熱供給業)からの公害防止管理者等の選任届の受理に関する事務を移譲する。	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律では、特定工場に国家資格である公害防止統括者や公害防止管理者を選任した場合は、騒音・振動は区へ、ばい煙・汚水等は東京都へ届出を提出することとなっている。一方、東京都の『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)』では、東京都の資格である公害防止管理者を選任した場合は、区に届出を提出している。このような二重行政とも言える問題を解決し、工場の公害防止の管理を一元化させるため、特定施設の公害防止統括者の専任届等の事務は区が行うべきものとする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	402	06_環境・衛生	市区長会	特別区長会	環境省	A 権限移譲	水質汚濁防止法第5条	排水水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等に関する事務の移譲	排水水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等に関する事務を移譲する。	『水質汚濁防止法』に基づく特定施設となる工場の設置届は東京都に提出されている。この中で、東京都では工場から排出される汚水や有害物質などの処理について指導を行っている。一方、東京都の『環境確保条例』による工場認可申請は、区の事務となっており、この中で水質汚濁防止法の規制などと重なっている部分が多くある。また、汚水の公共水域への流出事故等が発生した場合にも、東京都と区で現場に向かい対応しているのが実情である。このような二重行政とも言える問題を解決し、工場の汚水の管理を一元化させるため、特定施設の設置届の事務は区が行うべきものとする。なお、工場認可申請について、都と区で重なっている部分としては、平成23年の水質汚濁防止法改正により、工場に有害物質貯蔵タンクが設置されている場合は、法の規制を受けるようになったが、その部分はずもと東京都環境確保条例で規制している部分であり重複している。また、公共水域への工場排水の流出事故等は、水濁法と環境確保条例の適用を受けるため、都と区の双方が現場出動し調査している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	403	06_環境・衛生	市区長会	特別区長会	環境省	A 権限移譲	大気汚染防止法第6条	ばい煙の排出規制、粉じんに関する監視等に関する事務の移譲	ばい煙の排出の規制、粉じんに関する監視、大気汚染状況の監視等に関する事務を特別区へ移譲する。	区の事務である、東京都の『環境確保条例』に規定するばい煙発生施設等には、ばい煙の規制基準がある。一方、東京都の事務である『大気汚染防止法』に基づく特定施設の設置届やばい煙の測定結果等は東京都に提出されている。公衆浴場などで発生する煙突からのばい煙の苦情の多くは区に寄せられており、都区で個別に処理することは合理的ではなく、公害苦情としての適切な対応が困難な状況にある。このため、大気汚染防止法の特定施設の設置の受理などに関する事務についても、区が一元管理すべきものとする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	404	06_環境・衛生	市区長会	特別区長会	環境省	A 権限移譲	土壌汚染対策法第3条	土壌汚染状況調査、指定地域の指定及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務の移譲	土壌汚染状況調査、指定地域の指定及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務を移譲する。 【土壌汚染対策法施行令第8条(政令で定める市の町)による事務の処理)に特別区を含める】	『土壌汚染対策法』第3条に規定する有害物質使用特定施設において、『環境確保条例』第116条に規定する有害物質取扱事業者である場合においては、汚染状況調査報告書を東京都及び区に提出することになっており、調査者等に過分の負担となっている。また、指定地域に指定された後の土壌の汚染状況及び健康被害防止措置の確認が出来ないため、区内の土地の土壌汚染状況及び汚染土壌の処理の状況を把握することが困難な状況である。このような二重行政とも言える問題を解決し、効率的な事務を進めるため、区の事務とすべきものとする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【環境省】 (4)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) 特定施設の設置届出等の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【環境省】 (3)特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107) 特定事業者からの公害防止管理者等の選任届の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【環境省】 (2)水質汚濁防止法(昭45法138) 特定施設の設置届出等の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【環境省】 (1)大気汚染防止法(昭43法97) ばい煙発生施設の設置届出等の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
5【環境省】 (5)土壌汚染対策法(平14法53) 土壌汚染状況調査、要措置区域等の指定等に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	405	01_土地利用(農地除く)	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	都市再開発法第7条の9、第11条	区市町村施行を除く区市町村が決定した市街地再開発事業に係る認可権限の区市町村への移譲	市街地再開発事業を施行しようとするときは「市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない(特別区を含む)」と都市再開発法に定められているが、市町村が決定をした市街地再開発事業においては、市町村施行を除き、市町村は都道府県知事に協議をしたうえで市街地再開発事業の認可をすることができるよう、法改正をされたい。  ※その他(特記事項)のとおりに「具体的な条文改正イメージ」は別紙に記載	【制度改正の必要性】 都市再開発法に基づいて、土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新が必要な区域として都市計画に定めた区域内において、土地所有者等が権利変換方式による共同ビル建設を促進するための手続きであり、住民に最も身近で地域の実情に詳しい区市町村が認可事務処理することが好ましい。そのことにより、区市町村の独自性を発揮でき、事業期間も短縮することができる。なお、区市町村施行については、都道府県の認可事務とすることとされたい。  【制度改正の効果等】 権限移譲がされた場合の効果として、「地元市町村からの經由事務が不要となる。地権者の合意形成状況を的確に把握できる。地元市町村からの意見聴取が不要となる。公共施設管理者との協議状況を的確に把握できる。従前従後配置の照応関係が的確に把握できる。過小床基準を速やかに判断できる。従前従後配置の照応関係が的確に把握できる。」といった事務処理が効率化されることが見込まれる。また、特別区における本業務を処理するために必要な技術職の職員確保については、区毎ではなく、特別区人事委員会の共同処理によりスケールメリットを活かして採用等を行うことから可能である。  ※その他(特記事項)のとおりに「東京都における本業務の実績」は別紙に記載。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	406	01_土地利用(農地除く)	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	屋外広告物法26条	屋外広告物法に基づく条例制定権限の移譲	現在、屋外広告物法で規定されている、景観行政団体である市町村の特例において、都道府県との協議に縛られず市町村において屋外広告物条例を定め規制を行うことができるよう求める。  ※具体的な条文改正イメージは、別紙のとおりに	【制度改正の必要性】 「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成16年12月に施行され、市町村である景観行政団体であっても景観計画に基づく規制等と一元的に行うことを可能とするため、都道府県と普通市町村とが協議の上、屋外広告物に関する条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、当該都道府県の条例で、普通市町村が処理することができることとされたが、東京都においては実績がない。特別区においては、それぞれの地域の実情に合わせ各区が景観行政団体としての屋外広告物の規制に取り組むべきであり、東京都との協議に縛られず、条例制定を可能とする必要がある。  【現行制度で対応困難な理由】 条例制定に向けた正式な協議は行っていないものの、事前に東京都の考えを確認したところ、「首都景観は一体的に統制されるべきと考えている。また、地方都市と異なり街並みの連続性があるため、区境をこえた途端に屋外広告の扱いが異なり景観が変わることは大都市東京にふさわしくないと考えている。過去に相談があった区にも、このような理由で断っている。」との見解が示されているため、制度改正が必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	407	10_運輸・交通	市区長会	特別区長会	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4条	一般乗合旅客自動車運送事業の運行許可権限の地方運輸局から区市町村への移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業について、道路運送法第4条を改正し、運行地域がそれぞれの自治体区域内であるという条件に限り、運行許可権限を地方運輸局から区市町村に移譲する。	【制度改正の必要性・支障事例】 これからの高齢者人口の増加や子育て世帯へのさらなる支援が求められる中で、買い物、公共施設利用、通院の移動手段として、バス路線の社会的な需要はさらに増大することが予想される。こうした社会情勢の中、自治体は、バス路線網の充実に向けた取り組みを行っていく必要がある。 現在、運行地域に関わらず、路線バスを運行開始するには、運行するバス事業者が、道路運送法に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請書を国土交通省に提出し、審査を経て許可を受ける必要がある。 バス路線は、日々の生活において利用される身近な交通手段であり、地域の要望への対応は、迅速に行われるべきものであるが、現状、許可申請書を提出してから許可が下りるまで相当の時間を要している。また、許可手続きの進捗状況が分からないため、広報誌への掲載手続き等の住民への周知に関する事務手続きに入るタイミングに苦慮しているところである。 こうしたことから、地域の要望に迅速に対応するため、また、地方自治体において実施している住民への周知に関する事務の円滑化、効率化を図るため、運行地域がそれぞれの自治体区域内に限るバス路線の新設や変更等についての運行許可権限は、地域に密着した基礎自治体にあるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	408	02_農業・農地	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生産緑地法第3条第1項	生産緑地指定下限面積の廃止	生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止し、市(特別区を含む)において設定できるようにする。	本提案は、生産緑地法第2条の2に規定された「国及び地方公共団体の責務」をより効果的に発揮するためのものであり、下限面積をより緩和し、生産緑地地区を最大限に確保することを目的とするものである。大都市における宅地化農地は小規模であるが、地価が高いため税負担は重く、営農者はできるだけ多くの農地を生産緑地として指定したいと希望しているが、営農者が生産緑地の指定を望んでも500㎡の指定下限面積があるので指定が進まない現状である。また、貴重な農地であるにもかかわらず、それに満たない農地が適用に当たらず保全され難い現状がある。 これらの実情を踏まえて、都市農地が地域環境に安らぎと潤いを醸成し快適な都市社会の形成に寄与している事実を鑑み、営農者の保護育成を図るとともに、これらの農地を積極的に保全するため、生産緑地指定下限面積の枠付けを廃止し、指定下限面積設定ができるようにすべきである。 なお、農業者の負担を軽減し都市農地が保全されることにより、意欲を持って営農に精進できる環境を整備され、都市農地の持つ多面的機能(農産物供給機能、レクリエーション、コミュニティ機能、福祉・保健機能、環境保全機能、教育機能、防災機能、景観形成・歴史文化伝承機能)が発揮され、都市住民の生活の質の向上にもつながることが期待される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>4【国土交通省】  (7)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運送法(昭26法183)  平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭に立って、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。</p>					
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	409	09_土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第4条第3項、同法第97条の3	市(特別区を含む)が建築主事を設置する際の都道府県知事同意の廃止	建築基準法第4条第1項の市以外の市が建築主事を設置する際に必要な都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とする。あわせて、同法第97条の3の規定を廃止する。	建築・まちづくり行政は地域に身近な市町村が担っている。これまでの義務付け・枠付けの見直しにより、市が都市計画決定する際の都道府県知事の同意は既に廃止されており、都市計画施設内の建築許可事務についても、規模に係わりなく都道府県知事から市長に移譲されている。しかしながら、建築基準法第4条第3項には、いまだに知事同意の規定が残されており、市町村の主体的な取り組みを結果的に阻害している。このため、少なくとも市(特別区を含む)については、同法第4条の2の規定に基づき建築主事を設置する際の知事同意の規定を廃止していただきたい。ちなみに、同法第97条の3に基づき確認権限を延べ面積1万㎡以下に制限された建築主事を設置している特別区では、市並みの建築主事の設置について東京都と意見を交わしてきた(都区のあり方検討委員会幹事会)。その中で、東京都側は広域調整の必要性を主張し権限移譲を否定しているが、特別区の区域は、東京都市計画として既に一体的に整理がされており、各特別区において当該都市計画の内容に反する建築確認が行われることは有りえない。また、指定確認検査機関による確認検査が質・量ともに年々充実してきている状況も踏まえると、特別区に権限移譲しても過大な業務負担となることは考えづらい。特に、既存建築物を含めた地域の安全・安心といった特定行政庁業務については、延べ面積の如何に係わらず、地元自治体である特別区が地域住民に対して責任を果たしていくしかない。知事同意の規定の廃止と併せ、同法第97条の3の規定も廃止することで、具体の権限移譲が進捗するものと期待する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	410	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	母子保健医療対策等総合支援事業の実施について(平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	産後ケア事業に対する補助条件の見直し	国の「母子保健医療対策等総合支援事業」中の「妊娠・出産包括支援モデル事業の補助条件(実施要綱)を緩和し、産後ケア事業など各事業単独での補助申請が可能となる仕組みとする。(現状の補助条件)「妊娠・出産包括支援モデル事業」中の3事業全てを実施(提案内容)3事業全てを実施だけでなく、各事業単独での実施も可とする	26年度国では、地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化として「母子保健相談支援事業(母子保健コーディネーターの配置)」「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」の3事業が盛り込まれた「妊娠・出産包括支援モデル事業」を「母子保健医療対策等総合支援事業」により実施している。当区では児童虐待防止対策として、全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しており、育児不安等を抱える出産後の母親から大変好評を得ているが、利用ニーズの高まりから、利用希望の母親が利用できないといった状況が生じてきており、「産後ケア事業」の拡充が課題となっているため、「妊娠・出産包括支援モデル事業」の活用し、事業拡充策の検討を進めたいが、当該事業は、3事業全てを実施することが補助条件とされており利用できない状況である。補助条件を緩和し「産後ケア事業」単独で実施したとしても、当区の保健師、助産師の全戸訪問率は高く(25年:95%)、母子の状態を把握して必要に応じ、「産後ケア事業」につないでいることから、国の事業目的に沿った地域における切れ目ない支援を実施していくことは可能である。「妊娠・出産包括支援モデル事業」の補助条件が緩和され、各事業単独での補助申請が可能となれば、当区においても、産後ケア事業の拡充に向けた検討の幅が広がり、ひいては区民に対するサービスの向上を図ることが可能となる。また、当区の「産後ケアセンター桜新町」は先駆的な取り組みであることから法的事業として位置づけられていないが、全国的にもこうした産後ケアセンターが展開させるために今後法的事業として位置付ける必要があると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	411	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第28条第1項、介護保険法施行規則第38条第1項、介護保険法第33条第1項、介護保険法施行規則第52条第1項	要介護認定「更新申請」における認定有効期間の延長	複数回、更新認定を受けている要介護認定者の以下状況に係る「更新申請」については、今後心身の状態に変化が見込まれない場合、認定有効期間を最長36か月間(3年間)まで延長すること  【延長を提案する状況】 ・前回要介護→今回要介護 ・前回要支援→今回要介護	新規申請や区分変更申請は有効期間が短いことにより、認定申請者の負担が大きくなっていったことから、直近3年間で、「新規申請」、「区分変更申請」の認定有効期間の延長が行われ、その結果、認定申請者の負担の軽減とともに、要介護認定事務の軽減にもつながっている。今後は、年々増加する高齢者の状況から介護保険の給付を受ける人も増加が見込まれ、要介護認定申請の増大が避けられない状況である。心身の状態にあまり変化のない被保険者については、「更新申請」の結果が前回認定結果と同じになる方が一定程度いる。さらに、要介護度4・5の重度要介護認定者のうち80歳を超える高齢者は、「更新申請」を行っても、心身の状態に大きな変化が見込まれず、結果的に要介護度の変更がない確率が高い状況にある。現行の更新申請の有効期間では、心身の状態に変化が見込まれないにもかかわらず、要介護認定申請者とその家族に認定申請や認定調査、認定調査時の立会い等の負担だけを生じさせる結果となってしまう。要介護認定の更新申請については、申請者等の負担軽減及び認定事務の効率化のため、認定有効期間を最長36か月間(3年間)に延長する必要がある。また、更新勧奨時の問い合わせや認定調査実施の際に本人や家族から、認定申請や認定調査の回数(頻度)の軽減について、度々意見・要望が出されている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	412	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法34条(医療扶助の方法)	生活保護医療扶助給付における外来診療時等窓口一時負担金制度の導入	医療扶助適正化の一環として、被保護者が指定医療機関等で外来診療等を受けた場合や指定調剤薬局で処方を受けた場合、一定額または一定割合額を一時的に負担する仕組みを導入する。	医療扶助の適用においては、医療要否意見書により主治医の意見を求め、審査の上給付を決定しているが、同一疾病についての頻回受診や重複受診については、レセプトの返還を待った数か月後の事後チェックとならざるを得ない。また、後発医薬品の利用促進にあたっては窓口での支払いを要しない現行の医療扶助の給付方法では、後発医薬品に対する積極的な選択行動が得られにくい。そのため、被保護者自身に医療機関等窓口で医療費の一部を一時負担させ、内容審査の上、負担額を還付する仕組みを導入する。これにより、頻回受診や重複受診については、早ければ受診月の内に適切な指導を行うことで解消が図られる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (i)市町村(特別区を除く。)の建築主事の設置に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条3項)については、同意を要しない協議とする。					
6【厚生労働省】 (18)母子保健医療対策等総合支援事業 (ii)現在、妊娠・出産包括支援モデル事業の補助条件として、①母子保健相談支援事業、②産後ケア事業及び③産前・産後サポート事業の3つ全ての事業の実施を求めていることについて、平成27年度から①母子保健相談支援事業のみを必須事業とし、②産後ケア事業及び③産前・産後サポート事業を任意事業とするよう見直す。			【厚生労働省】母子保健衛生費の国庫補助について(平成27年4月17日付け厚生労働事務次官通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_410">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_410</a>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	413	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護 実施要領 局長通知 12 1訪問調査 (2)訪問計画に基づく訪問 ア家庭訪問を少なくとも1年に2回以上すること	被保護世帯に対する訪問調査活動の一部業務委託	高齢世帯への訪問調査活動のうち、安否確認や生活状況を踏まえた認知症の早期発見、その他の身体状態の把握、介護予防事業及び介護保険等の生活支援サービスの適正利用支援等を目的とした訪問調査について民間活力を利用できる制度構築とする。	全国的に被保護世帯数と被保護人員は、ともに過去最高値を更新し続けている。また、高齢者人口の推移予測からは、今後もその増加は避けられない見込みであるが、国が示す福祉事務所現業員配置基準に従った職員の増強は困難である。当区においては、居宅における安定した自立生活が維持されている高齢者世帯については、現業員が行うこととされている訪問調査活動の一部について、外部委託を導入することで業務の効率化を図っているが、生活保護法の施行事務監査においては訪問調査活動実績として評価されていない。保護の開・廃、変更に係る業務は区の職員が実施しており、現在まで適正な保護の実施が確保されており業務委託による問題は生じていない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	414	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	A 権限移譲	災害救助法第2条	災害対応法制の見直し(救助の主体権限を都道府県知事から指定都市の市長へ移譲)	救助の主体が都道府県知事に限定され、その委任を受けない限り、指定都市の市長は救助に主体的に当たれないため、指定都市の市長を救助の主体に位置付ける。	【支障事例】原則として都道府県知事が救助を行い、市町村長がその補助を担うが、東日本大震災は、この仕組みで対処できるものではなかった。県がプレハブ仮設を1,505戸整備するのに、発災から96日を要した。仮に市がこれを担った場合、発災から約50日での整備が可能であった。【制度改正の必要性】局所的な災害が発生し、被災者を直ちに救助しなければならないときに、県に報告し、委任を受ける暇がない。避難所開設や給食等の期間延長は都道府県から国へ申請する手続を踏まなければならないと、被災者に対する食料供給等に支障を来すおそれがあるなど。災害時の救助の実施は迅速かつ的確な対応が求められるため、対応能力のある指定都市は、県を介することなく自立的・自発的に救助にあたるようにすべきである。災害は局所的なものも想定されるため、指定都市の市長も権限を有するのが効率的・効果的である。【制度改正による効果】役割分担を見直すことは、救助活動等における選択肢を拡大するものであり、住民の生命や財産を守る上で非常に有効である。災害対応をはじめ多様な能力を有する指定都市を救助の主体に位置付け、権限を合わせて保有することは地域住民のニーズ等を踏まえた自立的、自発的な活動を可能にする。指定都市は災害に対応できる能力をフルセットで有しており、指定都市が迅速に災害対応に当たることにより被害を最小限に食い止めることが可能になる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	415	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	A 権限移譲	災害対策基本法第71条	災害対応法制の見直し(災害時の従事命令等権限の都道府県知事から指定都市の市長への移譲)	指定都市の市長には応急措置の実施義務があるが、従事命令等の権限は、災害対策基本法第71条により都道府県知事に限定されている。応急措置に係る従事命令等の権限を指定都市の市長にも移譲する。また、国における広域支援の枠組みの検討に当たっては、指定都市も支援の主体とするともに、指定都市の意見を反映する。	【支障事例】東日本大震災では、発災直後から食料、飲料水等が買い占められ、物資不足が問題となった。物資の保管命令を発せするのは都道府県知事となり、指定都市の市長にはその権限がないため、迅速かつ適切な対応が取れない。【制度改正の必要性】応急措置に係る従事命令等の権限についても、その対応能力を有し、現場に密接した災害応急活動を行う指定都市において権限を行使できるようにすべきである。指定都市は多くの住民を抱えるとともに物流拠点も多く、発災直後に物資の流通をコントロールするためには、指定都市の市長も物資の保管命令の権限を持つ必要がある。【制度改正による効果】指定都市は人口が集積した地域であり、災害が発生すると被災者数も甚大になる。一方で、指定都市は消防、まちづくり、住宅などの分野で災害に対応できる能力をフルセットで有しており、指定都市が迅速に災害対応に当たることにより被害を最小限に食い止めることが可能になる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	416	04_雇用・労働	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等	公共職業安定所(ハローワーク)業務全般の移管	職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務を希望する指定都市に「一体的実施」により実施しつつ、ハローワーク業務に係る国と指定都市の具体的な業務分担や相互の関係についての合意形成のため、国と指定都市との協議の場の設定し、「一体的実施」として実施しているハローワークの職業紹介・相談業務を希望する指定都市が受託する「一元の実施」により実施	【現行制度の支障事例】「見直し方針」では一体的実施の課題の多くを解消できない。一体的実施についての支障事例は、次のとおり。・一定の成果も挙げているが、今後アクション・プランに基づく協定の範囲を超えて事業展開を検討する場合、市の裁量が及ばず地域の実情に応じた迅速な対応が図られないおそれがある。・一体的実施施設は指揮・命令系統が複数あることから、運営方針について事前の協議・調整が必要であり、地域の特性・ニーズに見合った市民サービスが提供されない可能性がある。・勤務条件の相違や業務の繁閑に合わせた弾力的な人員配置ができないこと等による非効率の発生。・支援対象者を生活保護受給者等の生活困窮者としており、それ以外の市民(若者、女性、高齢者、障害者等)に対して実施しているカウンセリング等の就労支援サービスと職業紹介等サービスを一体化し、相談から就労までの一貫したサービスを地方の責任と判断で提供できない。【制度改正の必要性】全指定都市で一体的実施をしている現状において、更に職業安定法第33条の4に基づく無料職業紹介事業を同一の対象者に対して市が実施すると、異なる実施主体が同じ対象者に行政サービスを行う、いわゆる二重行政が生ずる。それに比べると、業務委託により、一体的実施として実施しているハローワークの職業紹介、相談業務を市が実施することとした方が一体的実施の課題が解消され、住民にとってのメリットも大きい。ハローワークにおける就労支援は、地域の実情を熟知し、住民に最も身近な基礎自治体が担うことで住民サービスの向上につながる。そのため、「権限移譲」の実を上げるまでの当面の措置として、現行法令の枠内での見直しが必要。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
5【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) 都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに救助が実施できるよう、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する救助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを、地方公共団体に通知する。			【内閣府】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正及び都道府県から市町村に対する救助の実施に関する事務の委任について(平成27年3月31日付け内閣府政策統括官(防災担当)通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_414">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_414</a>	
4【厚生労働省】 (1)職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88) 公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。 (i)国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。 (ii)以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。 (iii)地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。 (iv)ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	417	02_農業・農地	市区長会	指定都市市長会	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条第1項、第5条第1項	農地転用の許可権限の移譲	農地法第4条及び第5条に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。	土地利用行政を基礎自治体が総合的に担う観点から、農地法第4条第1項、第5条第1項に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。 【権限移譲等の必要性】 ・地方の活力をより一層高めるための土地利用は、都市の成長を図るために行う土地利用と農地保全の両方の観点をもって行う必要があるため、地域の実情を熟知している指定都市に権限を移譲する必要がある。 ・農地転用許可基準は農地法等で明確化されていることから、その基準への適否については地域の実情を熟知している基礎自治体が適正に判断することができる。 ・農地転用の許可及び農業振興地域指定等の事務権限を一括して指定都市が移譲を受け、一元的に取組みを進めることにより、申請者の負担の軽減等、効率的かつ効果的な施策展開が可能となる。 ・農地転用許可権限を基礎自治体が担い、農業委員と連携することで地域の農業振興を図り、不要な宅地開発を防ぐことができる。 ・当該許可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限の一部が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特例制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。 ・農林水産大臣の許可案件についても、農業委員会が申請者からの転用相談を受け、許可基準に係る調査を行っているのが実情である。 (支障事例) 別紙No.1に記載のとおり	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	418	02_農業・農地	市区長会	指定都市市長会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第4条第3項 農地法第5条第3項	農地転用の許可に当たり都道府県農業会議への意見聴取の廃止	農地法第4条第3項及び第5条第3項に規定される農地転用許可に当たり都道府県農業会議への意見聴取を廃止する。	農地法第4条第3項に規定される農地転用の許可の際に義務付けられている都道府県農業会議への意見聴取は、会議が形骸化していること及び事務の効率化による市民サービス向上を図る観点から廃止する。 【規制緩和等の必要性】 地方の活力をより一層高めるための土地利用は、都市の成長を図るために行う土地利用と農地保全の両方の観点をもって行う必要があるため、地域の実情を熟知している指定都市に権限を移譲する必要がある。 農地転用の許可及び農業振興地域指定等の事務権限を一括して指定都市が移譲を受け、一元的に取組みを進めることにより、申請者の負担の軽減等、効率的かつ効果的な施策展開が可能となる。 【支障事例】 農地転用許可権限が道府県から移譲されている場合でも道府県農業会議への意見聴取が法的要件のため、申請者への許可書の発行までの処理日数は移譲前と変わらない。 道府県農業会議への意見聴取は、農業委員会の審議と二重審議であるとともに会議は形骸化している。また、事務処理期間も長くなり市民サービスの面からも支障がある。 道府県農業会議への意見聴取には議案の作成、会議への出席、議案の説明等事務処理上、多大な負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	419	02_農業・農地	市区長会	指定都市市長会	農林水産省	A 権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項、第6項、第7条第1項	農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。	農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。 【権限移譲の必要性】 ・農業振興地域の指定・変更とそれに伴う農林水産大臣との協議を基礎自治体が担うことにより、地域の営農者と身近な基礎自治体が地域ニーズに対応した土地活用を可能とし、真に保全すべき農地の保全や営農者の生活基盤の確保に取り組める。 【支障事例】 農業振興地域の指定、変更については、都市計画の線引き見直しに伴うものなど、あらかじめ所定の調整が行われているケースがほとんどである。県は市町村の原案をそのまま公告しているのが実態であり、事務処理自体が形骸化している。(別紙No.2-1、2-2)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【農林水産省】</p> <p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。</li> <li>都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。</li> <li>農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。</li> <li>協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。</li> <li>上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。</li> </ul> <p>(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について</p> <p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。</li> <li>4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。</li> <li>農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。</li> <li>都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。</li> <li>上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。</li> </ul>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	420	02_農業・農地	市区長会	指定都市市長会	農林水産省	A 権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2	農用地区域内における開発行為の許可権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可権限について、都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。	【権限移譲の必要性】 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可は、農用地区域内において農業用施設を新設する場合などのほか、学校、診療所、国・都道府県・市町村庁舎などを新設する場合などが想定される。当該事務権限が指定都市に移譲されることにより、指定都市は地域の実情に応じたまちづくりを主体的かつ迅速に行うことが可能となる。 当該許可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特例制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	421	05_教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4条第1項第3号 私立学校法第4条第1項第2号、第8条第1項、第9条第1項 私立学校振興助成法第9条	私立幼稚園の設置認可等権限の移譲	私立幼稚園の設置認可権限、私立学校審議会の設置権限、運営指導・補助金交付権限を、現行の都道府県から指定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 子ども・子育て支援新制度の導入に向けて、国からは、自治体における事業者への相談・支援体制の確保や地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画等を求められている。説明、相談、意向調査の実施など、市と私立幼稚園との密接で円滑な関係が求められている。今後、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するという新制度の目的を実現していくためには、さらなる関係強化が不可欠。私立学校の設置・廃止認可や学校法人の設立に関する認可など、私立各種学校に関する重要事項を審議する私立学校審議会の設置権限を移譲することによってはじめて、私立幼稚園に関する認可等権限について、適切な執行が可能になる。 各幼稚園において実施している長時間預かり保育は、今後、保育需要の量的及び質的な拡大に対応するための有効な方策の一つであり、設置認可等の権限が移譲されることで幼稚園に関する情報が蓄積され、保育需要の円滑な解消につなげることが期待できる。 【支障事例】 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて幼保一体として地域のニーズに対応する必要があるが、市内各私立幼稚園の園舎等の施設に関する情報ならびに認可や指導の経過などの運営に関する情報も乏しいため、幼稚園(法人)の幼保一体化に向けた具体的な相談にきめ細かく迅速に対応することが困難である。 子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園への指導監督について、設置認可等を行う道府県と給付を行う指定都市による二重行政が生じる。 ※支障事例の詳細は別紙のとおり	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【農林水産省】</p> <p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。</li> <li>都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。</li> <li>農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。</li> <li>協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。</li> <li>上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。</li> </ul> <p>(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について</p> <p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。</li> <li>4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあつては、当該指定市町村の長)に移譲する。</li> <li>農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。</li> <li>都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。</li> <li>上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。</li> </ul>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	422	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	<p>【制度改正を必要とする理由】</p> <p>平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>また、併せて移譲を求めている私立幼稚園の設置認可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な施策実施がより効果的になされることとなる。</p> <p>【支障事例】</p> <p>平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置され、認定権者が異なることから二重行政となる。</p> <p>具体的には、保育所型認定こども園については、児童福祉法上の認可権限は指定都市が有するにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有し、地方裁量型認定こども園については、児童福祉法上の認可外保育施設としての届出は指定都市に対して行うにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は都道府県が有する。そのために、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない煩雑である。</p> <p>子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	423	09_土木・建築	都道府県	熊本県	国土交通省	対象外	社会資本整備総合交付金交付要綱第Ⅱ編の各事業細目	社会資本整備総合交付金における交付金事業の細目の大枠化	社会資本整備総合交付金交付要綱附属編第Ⅱ編で定める交付金事業の細目をより大枠とし、地方の裁量により運用できるようにすること	<p>【支障】</p> <p>現在の交付金事業の要件は交付金要綱附属編第Ⅱ編で規定されており、道路事業以外は細分化されている。道路事業は大枠であるため、事業内での流用等、地方の裁量で対応できているが、他事業は、事業の要件が細分化されており地方の裁量は小さいものとなっている。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>現場の状況や事業の進捗に流動的に対応するため、事業の要件を大きくし、事業内の流用等による地方の裁量を大きくする必要がある。</p>	—
H26	424	07_産業振興	都道府県	熊本県、福岡県	経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	工業用水道事業法第2条河川法第23条	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの雑用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の弾力的な運用を実現すること	<p>【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要の乖離が拡大している中、工業用水及び雑用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、通達及び法に規定されている供給条件(供給区域、供給対象)や手続きが供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようなものがある。</p> <p>植物工場等への給水が工業用水では不可(植物工場は、日本標準産業分類上においては「農業」と定義されるため)。</p> <p>工業用水は、工業用水道事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水を定めていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できない。</p> <p>雑用水や大規模災害時の他用途利用(消防利水、飲用等生活用水への一時的な利用)等に伴う水利権上の制約(本来的には、雑用水等の供給は工業用水の目的外使用となるため弾力的な運用が必要)。</p> <p>【制度改正の必要性】工業用水の未利用水を幅広く活用することは、工業用水道事業の経営改善のみならず、国内外の水資源に関する課題に対応できることから、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の垣根を越えた幅広い産業への活用や環境用水などの多様な水需要に対応できるよう、雑用水の供給要件緩和や手続きの簡素化、工業用水道事業法の適用範囲の拡大、水利権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	425	05_教育・文化	都道府県	熊本県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	スポーツ・青少年局委託事業事務処理要領	文部科学省委託事業「体験活動プロジェクト」(防災教育推進事業)における事業計画作成手続の簡素化	事業計画段階では、大まかな内容の計画で認定し、その後の運営委員会等の意見による計画の変更を可能とすること	<p>【支障事例】</p> <p>委託決定から計画書提出までの期間が3週間程度の中、会場、委員及び事業の方向性が不確定な状況下で、消耗品や旅費等の費用について詳細な根拠書類の添付を求められる。しかし、実施段階では、場所や委員、事業詳細、物品等の価格が変わるため、計画段階での書類の作成事務、文部科学省における確認事務の双方に無駄が非常に大きい。</p> <p>また、実行委員会等の意見により、事業内容に変更が生ずる場合には、事業計画書を遡って修正することが求められる。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>事業計画段階で詳細に計画する負担に加えて、計画提出後の変更が原則認められないため、提出後に開催する運営委員会や実行委員会で具体的な案が出されてもプログラムに盛り込むことができない。事業内容を検討して質の向上を図るための同委員会の関与できる範囲や意見内容に大きな制約を与えている。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>都道府県が受託して実施する事業については、会計規則や旅費規程等に沿って実施するので、委託契約前の事業計画書等は概算の積算で済むよう簡素化したうえで、ある程度大まかな事業計画や概算費用の範囲内で、実行委員会等の地域の声を反映させるための内容変更に対応できるようにすべきである。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【経済産業省】 (4)工業用水道事業法(昭33法84) 工業用水道による工業の用以外の用途(飲用を除く。)への水の供給については、雑用水比率10%以下の場合の届出の廃止等の手続の簡素化、供給条件の緩和等を含む運用を改正し、平成26年度中に工業用水道事業者に通知する。 [措置済み(平成26年12月25日付け経済産業省経済産業政策局産業施設課通知)]</p>			<p>【経済産業省】工業用水道からの雑用水供給に係る運用等について (平成26年12月25日付け経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ産業施設課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26.424">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26.424</a></p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	426	05.教育・文化	都道府県	熊本県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱 学校施設環境改善交付金事業概要	廃校・余裕教室等改修事業(学校施設環境改善交付金)の事業要件の緩和 (H26年度に新設された、特別支援学校の教室不足対策として、廃校や余裕教室等の既存施設を活用した整備に対する補助)	既存交付金事業よりも地方自治体がいやすしく柔軟な事業要件となっているものの、緊急対策として、知的障がい特別支援学校の教室確保のために既存施設を活用し分教室をまず開設し、後年度に施設整備(いわゆる後整備)を行う場合、事業の趣旨に沿っていても既に学校開設後となることから事後着工となり対象外となる。 知的障がい対象児童生徒のための学校の設置等については、学校教育法第80条により県に義務があることから、財政負担等を考慮し、当初の計画外で緊急に行う後整備についても対象とすること	【支障事例】 近年、知的障がい対象児童生徒数が増加傾向にあり、想定を上回って増加したため、本県では受入れ困難者を出さないため、分教室の開設等による緊急対応を行ってきた。しかし、十分な準備期間がない中で受入れ対策を余儀なくされているため、施設整備前の開設となっている。廃校施設の利活用については、現有施設では、対応困難な場合の緊急的な受入れが短期間かつ必要最小限の整備で可能となり、結果として余裕資産の有効活用に繋がっている。ただ、本格整備については、後年度に行うことになり、既に特別支援学校として開設しているがために、本事業の対象外となる。 【制度改正の必要性】 緊急対応による特別支援学校開設について、廃校施設等の利活用が促進され、必要最小限の整備で可能となることから、事業の趣旨に基づいた後整備も対象とすることが必要である。 【懸念の解消策】 特別支援学校の開設については、計画に基づいた前整備が原則であり、緊急対応の場合に限り、開設後2年間程度を補助対象とすることで現行事業要件との整合性は保たれると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	427	05.教育・文化	都道府県	熊本県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	英語教育強化地域拠点校事業実施要項	「英語教育強化地域拠点校事業」における対象要件の緩和	「英語教育強化地域拠点校事業」について、採択の対象が「小・中・高の連携した取組み」に限定されているが、都道府県の実態に応じて、「小・中の連携した取組み」「中・高の連携した取組み」等についても対象とすること	【支障事例】 本事業では、「小学校、中学校及び高等学校」が一体となった取組みのみが採択の対象とされているが、小・中・高の連携では、対象となる児童生徒が特定しにくいこと等により、本事業の効果検証が難しい。 【制度改正の必要性】 小・中では中学校区での地域指定、中・高では県立中学・高等学校での指定により、対象となる児童生徒が明確であり、効果的な事業実施が見込まれる。本県では、指導法研修会を各管内で開催し、小中学校合同で協議・演習等を実施したり、小中一貫校等において、中学校教諭の校内小学校の兼務辞令等により、小学校英語の授業を実施したりしている。また、本県は県立高等学校附属中学校を有しており、中高の英語教員による定期的な情報交換会や、相互の乗り入れ授業の実施など、中高連携の取組についても実施している。地理的条件や児童生徒の進路状況など、都道府県等の実態に応じて本事業を実施できる方が、事業効果が高いと考える。 【懸念の解消策】 小・中・高の連携し一体となった実施により、本事業の趣旨に沿った検証が可能となるが、公立学校については、そのような地域や学校は稀であり、本事業の実施を希望する地域や学校は少ないと聞いている。そこで、小・中では中学校区での地域指定、中・高では県立中学・高等学校での指定とすることで本事業の実施を希望する地域や学校が増加することが見込まれ、「小・中」及び「中・高」の限定した取組みではあるが、より多くの有効な検証データが得られると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	428	08.消防・防災・安全	一般市	苫小牧市、市原市、高石市、山陽小野田市	経済産業省(資源エネルギー庁)	B 地方に対する規制緩和	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条、第4条、別表昭和53年9月28日付け、53資源計第16号 資源エネルギー庁石油部計画課長通知 特別会計に関する法律(第85条第2項第2号へ)	石油貯蔵施設立地対策等交付金の国庫補助事業への充当制限の撤廃	昭和53年の資源エネルギー庁石油部計画課長通知により、国庫補助事業のうち、予算補助について国による補助率が1/2以下の補助金だけに同交付金を充当できるようにしているが、その補助率の制限を撤廃し、同交付金の弾力的運用を可能としたい。	【提案の背景】 石油貯蔵施設立地等の市町村は、住民の安全を確保し、不安のない地域社会を構築するため、特段の安全・防災対策等の環境整備を推進している。特に、防災対策については、首都直下地震・南海トラフ巨大地震に備えるべく更なる対策の推進が喫緊の課題となっている。 【支障事例】防災施設等の整備には、財政負担が大きく、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」は、貴重な財源となっている。同交付金は、「石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則」の備考により、「国がその経費の一部を負担し又は補助する事業は除く。ただし、当該事業の経費に対する国の負担又は補助の割合が法令により定められているもの(一定割合「以内」の割合で負担又は補助することになっているものを含む。))以外のものについては、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため特に必要があると認められる場合に限り、交付対象とすることができる。」とされている。それにも関わらず、昭和53年9月28日の「資源エネルギー庁石油部計画課長」通知により、補助の割合が1/2より高い事業に充当できないなど運用上の制限が課されている。 【解消策】立地交付金は、特別会計法及び同法施行令等上、交付対象事業につき何ら制限を課しておらず、同様の充当制限があった「電源立地地域対策交付金」では、すでに充当制限が撤廃されており、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」の充当制限が撤廃されれば、農山漁村地域整備交付金(うち農地防災事業、畜産環境総合整備事業等)事業など、国による補助率が1/2より高い事業にも充当が可能となり、同交付金の弾力的な運用と用途の拡大を通じ、更なる防災対策や住民の福祉向上が実現できる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	429	01.土地利用(農地除く)	一般市	東広島市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第29条第1項、第78条第1項	開発行為の許可権限の希望する市への移譲	都市計画法第29条第1項の規定において、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあっては、当該指定都市等の長の許可を受けなければならない、としている現行の規定を、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市その他国土交通大臣が認めた市(以下、「指定都市等」という)の区域内にあっては、当該指定都市等の長の)の許可を受けなければならない、と改正する。 (上記に伴い、同法第78条第1項に規定する開発審査会の設置も可能となる。)	【具体的な支障事例】 都市計画法第34条第14号の規定により開発審査会へ諮問する場合、都道府県知事の権限に属する事務処理を移譲された市では開発審査会を設置できないため、県の開発審査会を利用することになる。しかし、開発審査会の開催にあたっては県との事前協議、県及び他市の案件との調整等が必要であるなど、開催までに4～5か月の期間を要している状況であり、実際、開発審査会への諮問を敬遠し、規模を縮小して都市計画法第34条第12号による許可を受けるケースが度々あるなど、迅速性が要求される民間の経済活動を円滑に進めていく上での妨げになっている。 【制度改正の効果】 希望市において開発審査会を設置することが可能となれば、市単独での日程調整が可能となり、諮問に要する期間を2カ月程度に短縮できることから、開発審査会の開催回数を増やすことや開催時期についても柔軟な対応が可能となり、民間の経済活動の活性化にもつながるものである。 また、諮問案件は地域特有の課題に起因したものなど、ますます複雑なものとなっており、現状の開発審査会においても地域の特性、社会経済の発展状況の変化等の事情を総合的に勘案し、個別具体的に検討されているが、市の実情に精通した審査会委員を選定することにより更なる地域の実情に応じた運用が可能となる。 【過去の検討経緯】 過去において類似の提案がなされてはいるが、本市は県内で最も多くの申請件数を処理している実績を踏まえ、地方分権社会の新たな担い手となる自主性・自立性の高いまちづくりを目指すため、都市計画法上での開発許可権限の移譲と開発審査会の設置主体の拡大を組み合わせた提案をするものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【文部科学省】 (7)学校施設環境改善交付金 (ii)廃校・余裕教室等改修事業については、既存施設を活用して特別支援学校を開設した後に施設を整備する場合であっても、本事業の対象となることを、地方公共団体に周知する。					
6【文部科学省】 (10)英語教育強化地域拠点事業 都道府県又は指定都市の教育委員会が、事業成果を得ることができる体制及び事業計画を有する場合、小学校と中学校、中学校と高等学校の両方がそれぞれ連携した英語教育強化の取組であっても、本事業の対象であることを、地方公共団体に周知する。			【文部科学省】英語教育強化地域拠点事業公募要領(平成27年1月16日) 高等学校における外交後教育の充実に向けて(平成26年11月26日)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_427">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_427</a>	
-	-	-	-	-	-
5【国土交通省】 (1)都市計画法(昭43法100) (ii)開発許可に関する事務(29条1項)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)を活用して当該事務を処理する市町村(34条14号に該当する開発行為の許可に係る事務を処理する市町村に限る。)において、より主体的かつ円滑に当該事務を行うことができるよう運用を見直すこととし、当該市町村が、地域の実情に応じて自らの案件を効率的に処理する観点から、特段の支障がない限り都道府県開発審査会の開催に係る事務を自ら行うことができること、都道府県開発審査会への提案基準を主体的に作成できること等を明確化することについて、制度の運用実態や都道府県の意向等を調査した上で、地方公共団体に通知する。			【国土交通省】都市計画運用指針及び開発許可制度運用指針の改正について(平成27年12月7日付け国土交通省都市局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_429">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_429</a>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	430	08_消防・防災・安全	中核市	郡山市	防衛省、内閣府、総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83条第1項 災害対策基本法第68条の2	自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与	浸水被害による住民の孤立化、雪害における道路の除雪等などの地域のみが直接的に把握できる被害に限定し、市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とする。	【提案事項・制度改正の必要性】 自衛隊法第83条第1項に「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。」と示されている都道府県知事の自衛隊への災害派遣の要請権限について、浸水被害による住民の孤立化、大雪による雪害において道路の除雪等を速やかに行う場合などに限定し、災害救助活動をより迅速かつ的確に行うため、地域の被災状況を最も把握し、警察、消防等関係機関との連携により、市民の生命、身体及び財産を守る被災市から直接、自衛隊の派遣を要請できるよう権限を移譲すること提案する。 詳細については別紙あり。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	431	02_農業・農地	町	立山町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱別表1	鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件の緩和について	鳥獣被害防止施設(電気柵等)の整備事業を実施する場合、受益戸数が「3戸以上」であることが採択要件とされているが、これを1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	【具体的な支障事例】 農地の集約化が進む中、一団の農地を1人の担い手が耕作する場合は、本交付金の対象とならず、一方で集約化されずに3戸以上の担い手が耕作する場合には対象となるのは、不公平感を生じさせ、農地の集約化を目指す現行施策と整合しない。 【制度改正必要性】 1戸の担い手に農地を集約した場合、国の採択要件に合わず、電気柵等を張る場合に自己負担となるため、受益戸数が1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	432	05_教育・文化	町	立山町	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)交付要綱の変更	教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)について、市町村も直接補助の対象とする。	【支障事例】 国の「補習等のための指導員等派遣事業」において、市町村は直接補助対象ではない。間接補助対象となっているが、県負担金が発生するため、事業活用が難しい。 【制度改正の必要性】 当町では多人数学級校に、授業中、個別指導や担任教諭の補助を行う町独自の「スクールケア・サポーター」を限られた予算で配置し、基礎学力や望ましい学習態度の定着を図っている。近年、特別支援学級以外でも、特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあることや学習内容の理解力不足が見られることから、より多くの学習サポーターの配置が必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	433	11_その他	指定都市	神戸市	法務省	B 地方に対する規制緩和	戸籍法第1条、第3条、第4条 平成13年12月12日付法務省民一第3047号札幌法務局長あて民事局長回答	戸籍の届出があった場合の証明書発行禁止処理の撤廃	市町村は、法務局からの指導により、戸籍の届出があった場合、その内容が戸籍システムに反映されるまで、戸籍の証明書の発行禁止処理を行っている。これを見直し、届出を受領した「受領日」と、処理を行った「受理日」を戸籍に記載し、効力は「受領日」に遡って発生することとする取り扱いにより発行禁止処理を撤廃するよう提案する。	【提案概要】市町村は、法務局からの指導により、戸籍の届出があった場合には、届出の内容が反映されていない証明書が発行されないよう、届出の内容が戸籍システムに反映されるまでの間、戸籍の証明書の発行禁止処理を行うことが求められている。そのため、開庁時間外の戸籍の届出については、職員が常駐していない限り証明書を発行することができないことから、コンビニエンスストアにおける交付も開庁時間内のみとせざるを得なくなる。したがって、開庁時間外にも戸籍の証明書を発行することができるよう処理基準を見直し、届出を受領した「受領日」と、処理を行った「受理日」を戸籍に記載することにより、戸籍の受理は「受理日」とするが、効力は「受領日」に遡って発生することとする取り扱いを提案する。 なお、現在の処理基準の下でも、戸籍の届出を本籍地以外の市町村で受領する場合は、戸籍システムを操作できるのが本籍地市町村の職員のみであることから、受領の時点で発行禁止処理を行うことはできず、本籍地市町村に届出書類が転送され処理が行われた時点で、民法に基づき届出時点に遡って効力が発生するとされている。(本籍地市町村が受領市町村から書類の送付を受けた日を入力している。) 【支障事例】本市においてもコンビニ交付の導入を検討しているが、戸籍の証明については開庁時間しか発行できないとなれば、市民サービスの面でコンビニ交付のメリットを活かしきれない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【農林水産省】 (19)鳥獣被害防止総合対策交付金 戸数要件については、侵入防止柵設置等の鳥獣被害防止対策の実施により受益する農家の範囲について、地方公共団体に通知する。			【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金における受益戸数要件について(平成27年2月12日付け生産局農産部農業環境対策課鳥獣災害対策室室長事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_431">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_431</a>	
6【文部科学省】 (9)補習等のための指導員等派遣事業 本事業の実施に当たっては、市町村の要望に応じたきめ細かな指導体制の整備を可能にする観点から、都道府県は市町村の意見を聴き、その意見を十分に尊重することが望ましいことを、都道府県に通知する。			【文部科学省】「教育支援体制整備事業費補助金(補修等のための指導員等派遣事業)実施要領」の改正について(平成27年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_432">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_432</a>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	434	01_土地利用(農地除く)	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第19条3項	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市が、当該都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。	【提案概要】都市計画法において、市が都市計画決定を行う場合には、県知事に協議することが必要とされている。このたびの第4次一括法により、一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域にかかるとを除いて、都市計画区域マスタープラン決定権限が指定都市に移譲されることとなった。このような状況の変化を踏まえ、都市計画区域マスタープランを定めることができる指定都市が、都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。なお、県知事への協議の廃止により、広域調整機能が失われるとの懸念があるが、本市においては都市計画道路等の計画段階において、関係市と直接協議を行っており、関係市間で調整が図られていることから、協議の廃止による広域調整面の支障は生じない。 【支障事例】各都市計画案件ごとに下協議1か月＋本協議3週間＝合計約2か月の期間を要している。年3回の都市計画決定・変更を行う場合、1回あたりの事務処理期間が4か月となるため、その半分の2か月間を協議に要し、残りの2か月間で、市民に対する説明、案の縦覧、都市計画審議会などを実施しなければならない。 また、県市の協議は、上記の下協議・本協議以外にも必要に応じて複数回行っており、概要資料・法定図書に加えて参考資料(都市施設などの変更を行う場合は数十種類)の提出が求められる。さらに、協議であっても同意と同様の資料提出が必要であるため、事務の簡素化につながらない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	435	10_運輸・交通	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4の二、ホ	地域公共交通確保維持改善事業(国庫補助)関係の補助要件の緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における補助要件「計画運行回数3回以上」及び「1日あたりの輸送量15～150人」について、下限の3回及び15人を撤廃するよう提案する。	【提案概要】平成14年2月に施行された改正道路運送法により、路線バス事業の参入・退出規制が廃止されたことから、利用者の少ない、いわゆる過疎地域等においては、交通事業者により採算が見込めないことを理由とした路線バスの減便・撤退が繰り返されており、地域住民の重要な生活交通手段が危機にさらされている状況である。 一方で国の補助制度、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱においては、人口が少なく採算を取るの難しい過疎地域の広域的・幹線的路線バスについて、要件を満たすことができず補助対象外となっている。本市でも、過疎地自家用有償運送の実施例があり、また新たな取り組みに向けた検討も行っているが、NPOなどの主体による持続的な実施が困難な場合も多く、路線バスの維持の社会的使命は依然として非常に大きい。周辺市も含めた生活圏の維持・活性化のためにも、国レベルでより細やかな施策を展開することが必要不可欠と考える。 そこで、補助要件「計画運行回数3回以上」及び「1日あたりの輸送量15～150人」については、昨今、全国的に過疎化ないし過疎地域における高齢化が急速に進んでいる社会情勢の変化もふまえ、地域の実情に合わせた補助制度とするため、下限の3回及び15人を撤廃するよう要件の見直しを求める。 【支障事例】別紙のとおり	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	436	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等 3(2) 障害児受け入れ推進事業	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	放課後児童クラブの障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えるよう提案する。	【提案概要】放課後児童クラブの需要は今後も増加することが見込まれ、それに伴い障がい児の受入体制の整備を図る必要がある。大都市においては、多人数の児童を抱えるクラブも多く、障がい児受入加算の要件(現行は1クラブあたり)について、1人あたり基準を加えることを提案する。 【支障事例】本市では196施設中119施設で244人(1施設平均2人)の障がい児を受け入れており、各施設は障がい児の人数に応じて受入体制を整備しているが、加算要件が実態と合致していない。 [障がい児を多く受け入れている施設の学童保育指導員の配置状況の例] 児童数37人(うち障がい児3人)→学童保育指導員8人を配置 児童数45人(うち障がい児4人)→学童保育指導員7人を配置 児童数56人(うち障がい児4人)→学童保育指導員10人を配置 児童数86人(うち障がい児5人)→学童保育指導員11人を配置  [ほぼ同数の児童数で障がい児のいない施設の学童保育指導員の配置状況の例] 児童数33人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置 児童数44人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置 児童数57人(うち障がい児0人)→学童保育指導員3人を配置 児童数86人(うち障がい児0人)→学童保育指導員8人を配置  障がい児を多く受け入れている施設では、本人や他の児童にケガなどが生じないよう、よりきめ細やかに見守りを行うことが保護者からも強く求められており、学童保育指導員を増員して対応する必要が生じている。  現在の加算要件では、平成25年度実績で約127万円を神戸市において負担している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	437	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 別表 放課後児童健全育成事業費等 1(2) 長時間開設加算額	放課後児童健全育成事業等実施要綱の緩和	長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間超という現行基準を、平日一日「6時間以上」という基準に見直すことを提案する。	【提案概要】長時間開設加算(保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む)について、平日一日6時間超という現行基準は、全国で7時間以上開設しているクラブが約21%しかない現状からも要件を満たすことが難しい。 本市が昨年実施した利用者のニーズ調査によると、就学前児童・低学年・高学年のそれぞれの保護者が学童保育を利用する際の希望時間については、18時台～19時台までを希望する声が多く、そのニーズに沿うためにも、平日一日「6時間超」という現行基準を、平日一日「6時間以上」という基準に見直すことを提案する。 【支障事例】現在の要件による本市の長時間開設加算(平日分)対象施設は196施設中17施設(平成25年度)に過ぎず、加算要件が実態と合致していない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【国土交通省】  (20) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金  (i) 地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。</p>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	438	05_教育・文化	市区長会	全国特例市市長会	文部科学省	A 権限移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項、43条3項、58条1項	県費負担教職員の人事権の市への移譲	県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲ができるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財政措置を講じること。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有しているながら、市町村立学校職員給与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。 県費負担教職員の不祥事等に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第3項の規定により任免、分限又は懲戒に関する事項は都道府県条例で定めることとされているため、市では懲戒処分をすることができず、教職員は、人事権や処分権がある都道府県への帰属意識が強くなり、地域に根差す意識を持ちにくくなっている。 市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。  【懸念の解消策】 別紙のとおり	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	439	02_農業・農地	都道府県	岐阜県	農林水産省	A 権限移譲	農地法4条1項、5条1項	農地転用の権限移譲	農地の転用に関する許可権限を市町村長に移譲する。	【現状】 県内の市町村が工業団地開発などを進めるうえで、農地転用が課題となり、計画的なまちづくりが進んでいない。 【支障事例】 A地区で検討されている工業団地開発構想では、数年前より農地転用に関する協議を進めている。当該工業団地は、高速道路のIC周辺という企業立地の絶好の場所に位置しているとともに、雇用の場の創出のため企業誘致を望む地域住民の要望があることから、市町村が主体となって進めている。しかし、農地転用の具体性(当該工業団地に立地する企業の具体的な企業名の提示等)等、現状における回答が困難な説明を求められ、協議が進展しない。 【支障事例の解消策及び効果】 農地転用を、地域の実情に精通している市町村長の許可とすることにより、工場団地の造成など主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができ、効果的な企業誘致等を進めることができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	441	09_土木・建築	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第33条第1項(道路の占用の許可基準)	道路占用許可基準の緩和(道の駅への充電インフラ整備の許可)	充電器の道路占用許可の基準を緩和し、道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図る。	【現状】 岐阜県においては、54か所の道の駅が中山間地を中心に所在しており、そのうち6か所にはすでに急速充電器が導入されている。これらの道の駅は、道路施設(駐車場、トイレなど)に、地域振興施設(物販施設、飲食施設など)が併設されており、急速充電器を地域振興施設に付随する駐車場に設置する場合は、道路占用の許可は必要ないが、道路施設へ設置する場合は道路管理者の許可が必要となり、その際の許可の要件として無余地の原則(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限りという原則)が適用されている。 【支障事例】 県内の道の駅では利用頻度、電気配線等の工事費の低減等を総合的に勘案し、道路施設への設置を検討しているところであるが、無余地の原則により占用不可といわれ、設置が難航している。 【支障事例の解消策】 無余地の原則を撤廃し、急速充電器等施設は、道の駅の地域振興施設部分への設置が可能な場合でも、道路施設(道路管理者の管理地)への設置を可能とする。 【効果】 道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図ることにより、電気自動車等の次世代自動車の普及、関連産業の更なる成長につなげる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>5【文部科学省】  (2)市町村立学校職員給与負担法(昭23法135)、義務教育費国庫負担法(昭27法303)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭33法116)  県費負担教職員の給与等の負担(市町村立学校職員給与負担法1条)、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)、県費負担教職員に係る定数の決定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項及び2項)及び学級編制基準の決定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項)については、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。  また、条例による事務処理特例制度のより一層の活用を図るため、当該制度による人事権の移譲を希望する中核市等については、平成27年度以降、関係する都道府県や市町村との協議の場を設けるなど、合意形成に向けた支援を行うことを、関係団体に速やかに通知する。</p>					
<p>4【農林水産省】  (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)  農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。  (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて  ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。  ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。  ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。  ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。  ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。  (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について  事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。  ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。  ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。  ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。  ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。  ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。</p>					
<p>6【国土交通省】  (5)道路法(昭27法180)  道路の占用の許可基準(33条1項)について、電気自動車のための充電機器を道の駅の道路区域外に設置することが利用者の利便性又は設置費用の観点から適当でない場合には、同項の「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」に該当し、道の駅の道路区域内に設置することが可能であることを、地方公共団体に通知する。</p>			<p>【国土交通省】電気自動車のための充電機器の道路占用の取扱いについて(平成27年2月2日付け国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26f441.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26f441.html</a></p>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	442	01_土地利用(農地除く)	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地籍整備推進調査費補助金制度要綱第3第1項	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件として、農村部、中山間地域を対象に加えることを求める。	【現状】 岐阜県の地籍調査進捗率(平成25年度末)は15%であり、全国の51%と比較して、非常に遅れている。特に、県土の8割以上を占める山林部は14%と、他の地帯(人口集中地区15%、宅地17%、農地25%)に比べて遅れている。また、第6次国土調査事業10箇年計画の岐阜県計画では、平成22年度から31年度までの10年間で770km <sup>2</sup> を地籍調査を実施する(平成31年度末に進捗率23%とする)ことと定めている。 【支障事例】 地籍整備を推進するための地籍整備推進調査費補助金制度は、地方公共団体及び民間事業者が、用地測量等の成果を活用して、国土調査法第19条第5項指定に係る申請を積極的に進めるよう創設されたものであるが、補助対象地域が都市部に限定されている。平成25年度末時点の当県の地籍調査対象面積8,625km <sup>2</sup> のうち当制度の対象面積は2,369km <sup>2</sup> で、約7割の土地が補助対象外のため、現行制度では山林部の地籍整備率の向上がほとんど見込めない。 【支障事例の解消策及び効果】 公共事業等に伴う用地測量は、補助対象地域である都市部(人口集中地区及び都市計画区域)外でも多数実施されており、また、補助対象地域外の市町村等から補助制度の相談も受けていることから、補助対象地域要件として農村部、中山間地域を加えることで、更に積極的に法第19条第5項指定に係る申請が行われることが予想され、地籍調査の進捗率が特に低い山林部の地籍整備の推進を図ることができると考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	443	03_医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表1の注2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)第2の2の(4)(5)	短時間訪問介護の算定要件の対象拡大	「身体介護20分未満」の日中区分利用対象者が要介護3～5に限定されているところ、要介護1、2も含める。	【現状】 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」において、日中(午前8時から午後6時まで)における利用者の基準は要介護3～5の者と定められている。 【支障事例】 身体介護20分未満の区分は、要介護者本人の生活リズムに合わせ、必要なタイミングで必要なケアを提供するサービスであり、服薬確認や水分補給等の短時間でできるケアを確実に行うことで、健康状態と本人の自立度の維持、向上につながる効果がある。こうしたケアは軽度の要介護者に対して、より導入しやすいが、日中時間帯の利用制限があることで、必要なタイミングで必要なケアを受けることができない弊害が生じている。 【支障事例の解消策】 「身体介護20分未満」の算定要件に要介護1、2を日中区分利用対象者に含める。 【対象拡大の必要性】 平成24年度の当該区分導入前に当県が実施したモデル事業において、約34%は軽度者の利用であり、うち7～8割は日中の時間帯での利用であった。実際に、軽度者に対する短時間ケアの導入により、生活リズムが整い、体調も維持できたことで、生活の質の向上につながった事例もある。また、モデル事業に参加した訪問介護事業所、ケアマネジャーとともに、その効果を実感する一方で、制度に日中時間帯の軽度者利用制限がかかることについて疑問の声が挙げられていた。 【効果】 要介護者は要介護度にかかわらず、必要なケアを必要なタイミングで利用することができる。また、短時間ケアにより、要介護者の状態が安定することで在宅生活の継続につながる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	444	03_医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	予防接種法施行令第1条の2	定期予防接種の対象拡大	平成2年4月1日以前の生まれの者(定期接種の機会が2回なかった世代)に対する風しんワクチンの接種を定期化できるようにすること。	【現状】 風しんの定期接種は、現在、1歳と小学校就学前1年間の2回接種となっているが、平成2年4月1日以前に生まれた者は、未接種又は1回接種のみであるため、風しんへの免疫が十分でない可能性がある。 【支障事例】 平成24、25年に、風しんの全国的な流行があり、先天性風しん症候群が増加した。このうち、風しん患者の7割以上が男性、うち20代～40代が8割を占め、風しんワクチン接種が十分に行われなかった世代と一致する。今後も免疫が十分でない者が風しんにかかった場合、風しんが流行し、先天性風しん症候群が発生する恐れがある。 【支障事例の解消策】 風しんの定期接種の対象者を拡大し、平成2年4月1日以前の生まれの者(風しんの免疫が不十分な者)が定期接種として予防接種を受けられるようにする。 【効果】 風しんの感染リスクが低下するとともに、免疫の不十分な女性が妊娠した際の先天性風しん症候群の発生が抑制されることで、安心して妊娠・子育てができる。また、定期接種の費用負担は地方交付税措置されるため、任意の予防接種よりも自己負担が軽減され、ワクチンを接種しやすくなる。その他に方が一、予防接種の副反応による健康被害が生じた場合、定期接種であれば、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種健康被害救済制度により救済される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	445	03_医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	対象外	国民健康保険法第70条第2項 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第2条2項	国民健康保険国庫負担金の減額措置の撤廃	乳幼児医療費の無償化に伴い発生する国民健康保険負担金の減額措置を撤廃する。	【現状】 国民健康保険においては、被保険者の診療に対し保険者である市町村が保険給付を行った場合、法律により国がその費用の32%を負担することとなっている(これを国庫負担金という)。 【支障事例】 市町村が、福祉政策の一環として乳幼児の医療費自己負担分を肩代わりして負担している場合(現物給付に限る)、国は、当該市町村に対する国庫負担金を減額して交付している(なお、岐阜県では、乳幼児医療費の自己負担分の50%、国庫負担金の減額分の50%を補助している)。この減額措置は少子化対策等に取り組んでいる地方の努力と相反し、これを阻害している。 【支障事例の解消策】 乳幼児医療費の無償化に伴い発生する国民健康保険負担金の減額措置を撤廃する。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	446	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	割賦販売法第40条第3項、第41条第1項 割賦販売法施行令第33条	割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	割賦販売法に基づき、包括信用購入あっせん業者に対して、報告徴収、立入検査に関する事務を実施する。(勧誘が一の都道府県内のみで行われる場合の権限付与)(併行権限)	割賦販売法第47条で都道府県が処理する事務を政令で定めるよう規定し、具体的には施行令第33条により都道府県が処理する事務を定めている。施行令第33条の改正により対象となる事業者の範囲と業務の範囲を定めるもの。 この権限移譲により、当該都道府県内で消費者被害が発生した場合、個別信用購入あっせん業者と同様に包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収及び立入検査を行うことになり、地域に密着した行政を行うことができる。(なお、複数都道府県にまたがる場合は広域的指導の観点から従来どおり国が行う。)包括信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査以外の権限移譲については、権限を行使した時の影響が全国に及ぶことや、機動的に実施することが難しくなるため、従来どおりの広域的行政が望ましいと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	447	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県	環境省	A 権限移譲	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第25条第1項	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成18年環境省令第3号)第25条第1項に規定する申請等の経由に係る事務の移譲	申請等の経由に係る事務は、保健所設置自治体で実施しているが、独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基づく委託契約事務となっているので、法に基づく事務として明確にする必要がある。	独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区又は環境大臣の指定する者と、委託契約を締結して經由事務を既に実施しているところなので、実態にあわせ法に基づく事務として位置づける必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	448	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律第43条第1項	指定医療機関等の指定等 特定感染症医療機関からの報告聴取等の移譲	特定感染症指定医療機関からの報告聴取等 感染性指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、当該職員に管理者の同意を得て検査をさせる規定。	感染症患者に対する医療が公費負担とされていることから、必要時に行うことができる規定になっていて、特定感染症指定医療機関にあつては、その権限を厚生労働大臣または都道府県知事で持っている。特定感染症指定医療機関の指定は、国が行うものの、医療費公費負担の実務は他の感染症指定医療機関と同様に県又は保健所設置市で担っているため、当該権限についても、他の感染症指定医療機関と同様に県単独の権限として支障がない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	449	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	生活保護法第49条	指定医療機関等の指定等 ・「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定の移譲	各都道府県が従前から指定を行っている医療機関等と合わせ、国開設病院等の指定事務についても、都道府県で一括して行うことが効率的であるため提案する。	生活保護法に規定する指定医療機関の指定は、国が行うものの、医療費公費負担の実務は県で担っているため、当該権限についても、県の権限として支障がない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	450	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	栄養士法第2条第1項、栄養士法施行令等、栄養士法施行規則等、栄養士養成施設指導要領等	養成施設の指定の移譲(栄養士)	栄養士養成施設に関しては、現在地方厚生局が行う、養成施設の指定、取消し、内容変更、廃止、指導調査等の事務を県で行うことが可能であり、権限を県に移譲することを求める。	管理栄養士養成施設(栄養学科系の4年制大学)は、同時に栄養士養成施設も兼ねている。今後も管理栄養士養成施設に関しては、大学に対する設置認可権は国(文部科学省)と同様に、国(厚生労働省)に指定権限が残る。栄養士養成施設の指定権限が県に移譲されると、国と県が一つの養成施設に対して、同時に指定権限を持つ状態になる。 そういった事情から、現在管理栄養士養成施設をもつ栄養士養成施設については、事務権限の移譲が可能かどうか、国が調整を行っている段階である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	452	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	食品衛生法第13条、第14条	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等(海外施設の承認、総合衛生管理製造過程における例外承認を除く)の移譲	①現在地方厚生局で実施している総合衛生管理製造過程の承認等の事務の移譲を求める。 ②現行の実施主体:地方厚生局 移譲後の実施主体:都道府県、保健所設置市及び特別区	総合衛生管理製造過程の承認等の事務は地方厚生局が所管する一方で、食品衛生法に基づく営業許可事務は自治体が所管しており、業者からの相談等の窓口が複数となっている状況にあることから、権限移譲により、所管行政機関が一元化されることで、業者の利便性が向上する。移譲される場合には、自治体間の指導内容の差が生じないよう、国による審査基準に係るガイドライン等の技術的助言は不可欠であるとする。また、権限の移譲により、審査に係る人材の育成、事務処理量の増加、施設への立入り頻度の増加などへの対応のため、職員の増員やこれらに伴う経費の増加などが想定される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	453	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条から第35条	食鳥検査法の指定検査機関の指定等の移譲	①現在地方厚生局で実施している食鳥検査法の指定検査機関の指定等の事務の移譲を求める。 ②現行の実施主体:地方厚生局 移譲後の実施主体:都道府県、保健所設置市及び特別区	地域の状況をより把握している都道府県において事務を担うことで、指定だけでなく、立入や指導等の際にも迅速な対応が可能となると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	454	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第25条第3項、第4項	医療監視(特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視)の移譲	国から都道府県への権限移譲	病院に対する報告徴収、立入検査権限は、都道府県にあるが、特定機能病院といえども地域における医療体制を担う役割を有しているため、当該病院に関する報告徴収、立入検査についても、都道府県で一元化して把握した方が、地域医療を推進するために有効である。ただし、特定機能病院は、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価、高度の医療に関する研修を担う病院であることから、権限移譲を受けるにあたっては、専門性の高い知識を有する医師等のスタッフの配置が必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	455	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	中小企業等協同組合法施行令第34条	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲(参考) 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。	中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点から、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。(参考) 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	456	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	工業標準化法19条1項・2項、20条1項・2項、21条1項から3項、22条、25条2項、28条1項、29条2項、31条3項、32条、33条1項、34条、36条、37条、38条、40条1項	工業標準化法に基づく事業所への立入検査等の都道府県への移譲	JISマークの認証に関して一の都道府県の管轄区域内のみにある認証機関の登録等に関する業務 認証を受けた者の向上、事業所等に対する報告徴収、立入検査等に関する業務	製造業者にとっては、登録、検査事務ともに移動時間の短縮につながる。本県の公試機関には、工業品等の試験・検査を行っている技術職が配置されており、これまで行ってきた業務での見地を活かして本事務を行うことは可能であり、件数にもよるが、特に新たな組織の設置は要しないものとする。ただし、地域別に手続きの相違が生じないよう統一した手引きなどの整備は事前に必要となるものとする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【厚生労働省】 (2)食品衛生法(昭22法233) 総合衛生管理製造過程の承認等については、地方分権の観点及び食品の安全性の確保を図る観点から、現在、地方厚生局が行っている承認等を含め、制度の在り方について検討し、平成27年中に結論を得る。					
4【厚生労働省】 (12)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平2法70) 指定検査機関の指定及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区に移譲することについて検討を進め、平成27年中に結論を得る。					
-	-	-	-	-	-
4【農林水産省(1)】【経済産業省(1)】 中小企業等協同組合法(昭24 法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であつて地方農政局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討を行い、平成27年中に結論を得る。					
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	458	10_運輸・交通	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通活性化・再生総合事業交付要綱、地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領	地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金の国から都道府県及び市町村への移譲	現在国が協議会に対して交付している地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金に係る事務等を都道府県及び市町村に移譲すること。	地方公共団体が地域の実情を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性のある取り組みを柔軟に行うため、事務、財源の移譲を受ける必要がある。地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金における交付申請の受付等の事務を国が行うにあたって、地域の実情に応じた事業の認定、評価、アドバイスを行うことは困難であり、円滑な地域公共交通活性化・再生総合事業の執行に支障をきたす。この事務を都道府県が行うことで、市町村等が単独で作成する事業計画を、県単位における地域の実情に応じた支援を行うことができ、また連携計画においてもより密に市町村の連携に資する支援を行うこと、地域の実情に応じた支援を行うことができるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	459	09_土木・建築	都道府県	神奈川県	内閣府、国土交通省	A 権限移譲	道路法12条	直轄国道の整備や保全に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る道路の整備及び保全(除雪を含む。)に関する計画や工事の設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県・指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。住民に身近な地方自治体が管理等行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めるとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	460	09_土木・建築	都道府県	神奈川県	内閣府、国土交通省	A 権限移譲	道路法32条	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る許認可等に関する権限を都道府県・指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。住民に身近な地方自治体が管理等行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めるとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	461	09_土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	対象外	道路法、河川法 地方整備局組織規則	土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務(地方自治体事業に係るもの)の移譲	直轄事業の移譲を求めるものであるが、その際には事業を実施する地方自治体が損失補償等の事務を行うこと。	公共用地取得に伴う損失補償の補償基準等は、事業主体が地域の実情を踏まえ策定及び運用することが必要であるため、地方自治体事業に係るものについては事業主体である地方自治体の実施することが適切である。仮にダム事業、海岸事業が移譲される場合、当県において事例がないためノウハウの継承が必要と考える。	—
H26	462	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第45条	労働保険の保険関係の成立・消滅及び労働保険料等の徴収・経理の移譲	労働保険関連業務を都道府県に移譲する。	職業紹介事業と雇用保険関連事業は現在一体的に行われており、職業紹介業務と併せて移管することが望ましい。雇用失業情勢や事業所開設に係る情報等地域の産業の実情を把握している都道府県により、適切に実行されるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	463	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第45条	労働保険事務組合の業務に係る監督の移譲	労働保険事務組合の業務に係る監督権限を都道府県に移譲する。	雇用保険に関する事務を都道府県に移管した場合は、労働保険事務組合に委託する事業主からの保険料の徴収に関しても、地方が直接、労働保険事務組合に対する監督を適正に行うことにより、その履行を確実に確保できる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	464	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第30条、第48条の2 労働者派遣法第5条、第48条	国以外が実施している職業紹介事業、労働者派遣事業の監督等の移譲	国以外が実施している職業紹介等事業の事業者への監督権限を一体的に都道府県に移譲する。	職業紹介等事業に関しては、官・民及び有料・無料を問わず、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、一体的な権限として行使されるべきであるため、地域の実情を熟知した都道府県により、現場実態を踏まえた雇用対策として適切に実行されるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	465	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	厚生労働省設置法第4条第1項 第54号、第23条、第24条 職業安定法第5条第3号、第8条、第17条、第18条	公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の移譲	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している無料の職業紹介事業を一体的に都道府県に移譲する。	公共職業安定所(ハローワーク)が持つ膨大なデータやノウハウは、ナショナルミニマムの範囲で活用されるものにとどまらず、住民の福祉の増進、産業経済の発展、教育等に資する施策を効果的に実施するためにこそ活用されるべきものであるから、当該業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の雇用対策が最大限の効果を発揮するように現場実態を踏まえた対策として適切に実行されるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	466	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	雇用保険法第7条、第15条 雇用保険法施行規則第6条、第7条、第28条の2	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等の移譲	公共職業安定所(ハローワーク)が実施している事務である事業主が新たに労働者を雇用したときや労働者が離職したときの届出の受理、失業者に対する失業給付の受給資格決定・認定・給付等の事務を都道府県に移譲する。	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等については、現在、国において一連の事務を処理しているが、受給者に格差を生じさせないため、都道府県の法定受託事務として位置づけ、国において統一的な基準を策定し、具体的な運用は地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとすうえて、都道府県が職業紹介事業と一体的に当該事務を実施できるよう、その権限を都道府県に移譲すべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p><b>4【厚生労働省】</b>  (1) 職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)  公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。  (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。  (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。  (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。  (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。</p>					
<p><b>4【厚生労働省】</b>  (1) 職業安定法(昭22法141)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭60法88)  公共職業安定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業、地方公共団体が行う無料職業紹介事業の指導監督並びに国以外の者が行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の指導監督については、以下の方向性により見直す。  (i) 国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)、「ハローワーク特区」の取組、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。  (ii) 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。  (iii) 地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置付けるなどの措置を講ずる。  (iv) ハローワークの求職情報を地方公共団体に提供する取組を、平成27年度から開始する。</p>					
<p><b>4【厚生労働省】</b>  (9) 雇用保険法(昭49法116)  雇用保険の適用、認定、給付等については、国と地方公共団体が同一施設内で国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務を一体的に実施する取組(一体的実施)を行う施設における雇用保険関係業務の実施について、引き続き、地方公共団体の希望を踏まえ、利用者から十分なニーズが見込める場合には、積極的に取り組む。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	467	09_土木・建築	都道府県	神奈川県	国土交通省	対象外	河川法	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施の移譲	直轄河川の整備等に関する計画、工事及び管理の権限を国から都道府県に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、国土交通省との協議を進めることとし、関係市町村の意見を確認する必要があるとともに、関係都県と協調していく必要がある。 また、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、移譲に伴う財源措置及び人員確保の方策については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き検討を行っていただきたい。	—
H26	468	02_農業・農地	都道府県	神奈川県	農林水産省	A 権限移譲	農地法第4条及び第5条	農地の転用に関する事務の国からの権限移譲	・4haを超える農地転用許可事務の都道府県への移譲	開発計画等の大規模な農地転用が予定された場合、大臣許可に至るまでの国との調整が長期間に及ぶ可能性もある。このため、農地転用許可事務における、4ha超の転用許可を権限移譲することで、事務が地方に一体化され、事務処理期間の短縮が見込めるとともに、地域の実情に応じた土地利用が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	469	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	産業クラスター計画	産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への権限移譲	企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、国際競争力強化や成長産業創出等のための地域の成長ビジョンの提示 地域の強みを幅広く結集するために、県境やブロックを超え、より強みと強みが結びつく産学官(含自治体)等のコーディネート 補助事業の交付決定及び確定手続き 採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等	現在、経済産業局で行っている産業クラスターに係る事務を都道府県に移譲する。 「地域新成長産業創出促進事業費補助金」など産業クラスターに係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など) 産学公連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。 都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	470	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	科学技術基本計画 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(地域新産業集積戦略推進事業)) 交付要綱 地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新産業戦略推進事業(イノベーション基盤強化事業)) 交付要綱	地域技術の振興に関する事務の都道府県への権限移譲	大学、研究機関、企業などの産学官連携による高度技術の開発に係る事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理	「相談内容」に係る、現在、経済産業局が行っている補助事業の執行、フォローアップ及び成果普及業務等を都道府県に移譲。 * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。 * 地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都道府県 1/3以内など) 産学公連携事業や新産業振興事業は、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。こうした事務を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。 補助事業について、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。 事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	471	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 第4条第3項、第5条第2項、同条第3項、第11条から第13条	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への権限移譲	「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談 「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定	ものづくり中小企業への支援策については、地方でも地域の実態に合わせて行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。 「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定業務等を移譲することで、地域の特性や都道府県で既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【経済産業省】 (14) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33) 法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。			【経済産業省】「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定を受けた対応について(平成27年2月6日付け中小企業庁技術・経営革新課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu_tsuchi.html#h26_471">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu_tsuchi.html#h26_471</a>	

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	472	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金交付要綱	地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への権限移譲	地域資源活用促進法による事業計画の認定業務 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金の交付に係る事務 について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲	計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。 その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。 また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。 現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。 なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	473	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地の活性化に関する法律第40条	中心市街地再興戦略事業費補助金(旧:戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金)の交付事務の都道府県への権限移譲	中心市街地再興戦略事業費補助金の交付 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定 中心市街地活性化に関する委託事業の実施 市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対する助言	中心市街地の活性化に取り組む市町村やまちづくり会社を支援するためのものであり、地域経済の活性化を目的とするものである。 これらの地域の産業・経済の振興に関する事務は、権限や財源の移管と併せて、地域の実情を把握している地方に移管されるべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	474	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し	・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以後 企業立地促進法)の第5条2項1号、6号、8号に関する主務大臣との協議及びその同意について廃止し、2項7号、9号については事後報告・届出・通知などとするべき。	企業立地促進法第5条2項の各号の内容について、同法第5条1項に規定されている主務大臣との協議及び同意に、およそ一ヶ月程度の時間を要するため、経済状況に適応した迅速な基本計画の策定の支障となっている。 協議会で承認を得ている計画の策定やその変更に対しての事務が煩雑で、時間がかかっている。 法第5条規定による計画の策定や法第6条の変更の場合、協議及び同意に向けての段取りとして、まず協議会での承認、県警への法定協議が行われ、関東経済産業局へ事前に案(変更案)を提出。次に案(変更案)に基づき本省協議が行われ、関係各省の事前協議を経て、ようやく正式な変更協議書の提出が可能となる。そこから更に法定協議を経て同意となるが、国から聞いたところ、主務大臣の同意タイミングが月1回程度とのことであり、これでは、タイムリーな計画策定や変更の支障となる。 直近の事例では、法第6条の変更についてであるが、平成26年3月に協議会の承認を得たにもかかわらず、定められた国との協議を経たことにより、正式な協議書の提出が平成26年7月になっており、主務大臣の同意は平成26年8月の予定である。この変更内容は、基本計画の中から、市の財団が行っている事業が廃止になったため、計画の記述から削除するものであるが、その程度の変更にも半年近くの時間を費やし、協議会の会員である各市町の長の印を集め、さらに関係省庁数分の大臣の同意を得る必要がある。 地方が定め、地方が行う計画であるにもかかわらず、このように主務大臣との協議及び同意を得ることが経済状況に適応した迅速な対応の支障となっている。そのため、協議及び同意を廃止し事後報告・届出・通知等で対応することで良しとすべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	475	10_運輸・交通	都道府県	神奈川県	国土交通省	A 権限移譲	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、 地域公共交通確保維持改善事業実施要領	地域公共交通確保維持事業補助金の国から都道府県及び市町村への移譲	現在国が乗合バス事業者に対して交付している地域公共交通確保維持事業補助金に係る事務等を都道府県及び市町村に委譲する。	地方公共団体が地域の実情を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性のある取り組みを柔軟に行うため、事務、財源の移譲を受ける必要がある。 地域公共交通確保維持事業補助金における交付申請の受付等の事務を国が行うにあたって、地域の実情に応じた事業の認定、評価、アドバイスを行うことは困難であり、円滑な地域公共交通確保維持事業の執行に支障をきたす。 この事務を都道府県が行うことで、市町村等が単独で作成する事業計画を、県単位における地域の実情に応じた支援を行うことができ、また連携計画においてもより市町村の連携に資する支援を行うこと、地域の実情に応じた支援を行うことができるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【経済産業省】 (15) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39) (i) 地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ii) 地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。	—		【経済産業省】中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく地域産業資源活用事業計画の認定に係る都道府県との情報共有等について(平成27年2月27日付け中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_472">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_472</a>	中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課
4【経済産業省】 (8) 中心市街地の活性化に関する法律(平10法92) 民間事業者等が特定民間中心市街地活性化事業計画や中心市街地活性化に対する補助(中心市街地再興戦略事業費補助金)等を活用する際に、都道府県に対する事前の情報提供や都道府県としての意見表明など積極的な関与を促すため、中心市街地活性化協議会に都道府県が参加することが可能であることについて、地方公共団体に周知する。			【経済産業省】都道府県への周知文	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_473">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_473</a>	
6【経済産業省】 (10) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないことするとともに、法定協議に当たっての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。			【経済産業省】企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画の同意に係る手続きの取り扱い及び留意事項について(平成27年2月10日付け経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課長事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_474">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_474</a>	
4【国土交通省】 (7) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び道路運送法(昭26法183) 平成26年11月20日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により、地方公共団体が先頭に立って、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための新たな枠組みが整備されたことを踏まえ、地域公共交通網形成計画等を作成する意欲のある地方公共団体に対し、計画作成のノウハウや知識・データを提供し、個別に相談に対応するなど、地域の取組の効果が十分発揮されるよう、環境整備を進める。					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	476	07_産業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省	A 権限移譲	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第6条、第87条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第24条、第25条、第26条	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	一の都道府県内で完結する事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)に関する事務・権限を、都道府県に付与する。	当該事務・権限は国による自己仕分け結果で、一の都道府県で完結する特定事業者等に対するの権限を地方に付与することを「全国一律・一斉に委譲するもの(A-a)」としている。 エネルギーの使用の合理化等に関する法律等による事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)は、都道府県条例に基づく事業活動に伴う地球温暖化対策に係る計画書制度等の事務・権限と類似する点が多く、権限移譲により事務が一元化し、事務の効率化や事業者の利便性向上を図られることから、国の仕分けに基づき、都道府県に権限を付与すべきものとする。 ただし、権限移譲にあたっては、以下の事項について、調整する必要がある。 特定事業者等への措置に関する事項について、地方自治体と国との間や、地方自治体間の役割の明確化や情報共有の仕組み 特定事業者への措置の遂行に必要な専門人材の確保・育成及び財源の配分 検査マニュアルの整備など立入検査等の統一的な実施を行うための仕組み	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	477	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	医師臨床研修費補助事業実施要綱 医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	補助金の執行等の移譲 ・臨床研修施設(学校法人を含む)への臨床研修費等補助金 ・交付申請の受理 ・交付決定 等	地方厚生局からの依頼に基づき、県が交付申請等の進達及び交付決定を行っているが、経由事務を削減し、県が交付申請等の受理及び交付決定をできるようにする。	地方厚生局からの交付申請依頼に基づき、県が各臨床研修施設へ交付申請依頼を行っているが、地方厚生局が提示する提出期限が短いため、県への提出期限をさらに短いものにせざるを得ず、各臨床研修施設の大きな負担となっている。また、移譲にあたって、事務事業が広域的であることによる支障が少なく、まとまった規模の事務・権限を移譲することで、国の出先機関の見直しにもつながる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	478	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	食品衛生法第33条～第47条	登録検査機関の登録等の移譲 ・食品衛生法の登録検査機関	①現在地方厚生局で実施している登録検査機関の登録等の事務の移譲を求める。 ②現行の実施主体:地方厚生局 移譲後の実施主体:都道府県、保健所設置市及び特別区	従来から各都道府県が許認可及び監視指導している食品等事業者と併せ、食品の検査機関の登録等についても、都道府県で一括して監督したほうが、食品衛生行政を効率的かつ効果的に遂行することができるため、移譲を求める。 ただし、登録検査機関に対する指導については、全国統一的な基準に基づき行う必要があることから、国が登録検査機関の指導に関するガイドライン等の技術的助言は不可欠である。また、検査機関に問題があった場合には、食品の輸出入に深刻な影響を与えることも想定されるため、国の権限を残すことも検討する必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	479	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	高齢者の医療の確保に関する法律第134条	後期高齢者医療制度に係る市町村・広域連合に対する報告徴収、実地検査の実施等	後期高齢者医療制度の運営に関し、厚生労働大臣と都道府県知事で重複する権限を一元化するため、都道府県知事への移譲を求める。 ・市町村及び後期高齢者医療広域連合に対する報告徴収等	高齢者の医療の確保に関する法律第134条第1項において「厚生労働大臣又は都道府県知事は、後期高齢者医療広域連合又は市町村について、この法律を施行するために必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を調査させることができる。」と定められている。一方同法第133条第1項において、「都道府県は、後期高齢者医療広域連合又は市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしようものとする。」とされている。現在、県及び地方厚生局が134条による広域連合に対する報告徴収を実施しており、重複しているうえ、地方厚生局はこの結果に基づき都道府県知事に対し、133条に基づく指導を行うよう求めている状況であり、国の権限としても完結していない。プログラム法に基づき制度の存続が図られることとなったことや、平成20年度の制度発足から一定期間を経過し安定的な運営がなされていることを踏まえ、報告徴収等について重複を解消し都道府県に一元化することで、都道府県における報告徴収・指導が一体的かつ効率的効果的な政策展開が図られることとなる。なお、保険事業を実施するうえで参考とすべき全国状況は国ホームページ等による公開情報や国及び関係団体から情報提供を随時受けていることから、広域的な事務であることによる支障がない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	480	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第29条	健康保険組合等の指導監督	医療保険制度の運営に関し、厚生労働大臣が行う健康保険組合等への指導監督等の権限について、都道府県知事への移譲を求める。 ・健康保険組合等の事業及び財産の状況等に係る立入り検査等 ・健康保険組合等からの届出受理、各種認可事項の審査 ・健康保険組合等の事務に係る疑義照会の対応	この間進められている社会保障制度改革では、先に成立した医療介護総合法も含め、増大を続ける医療介護給付費の中で持続可能な社会保障制度を維持するために、都道府県の役割の強化が行われている。公的医療保険制度では国民健康保険制度の財政責任を都道府県が担うこととされたところであるが、住民人口の7割を占める健保組合等に対して都道府県は何ら権限を有していない。 これまでも、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療費適正化計画の策定や保険者協議会の運営で健保組合等の役割が大きい。都道府県からは協力要請依頼に留まっているのが現状である。 包括ケアシステムなど、今後の社会保障制度、特に医療介護制度において地方自治体や地域の役割が重視される方向のなかで、国と地方の役割について改めて整理し、社会保障の重要な一翼を担う健保組合等に対する指導監督権限も厚生労働省ではなく都道府県に移譲することが望ましい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【経済産業省】 (4)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49) 特定事業者等(事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
4【厚生労働省】 (17)医師臨床研修費補助事業 医師臨床研修費補助金の交付申請手続については、臨床研修施設が申請に係る準備作業を行う期間を十分確保できるよう、提出依頼に係る事前連絡を、毎年度の予算成立後速やかに行う。			【厚生労働省】医師臨床研修費補助事業の交付申請について(平成27年6月22日付け厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26.477">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26.477</a>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-